

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第62号

近世イングランドの解毒化する魔女

——魔女、メディア、近代化—— 楠 義彦 1

先秦都城の門朝・城郭構造（一）

——既存文献伝承にみえるその平面配置プラン—— 谷口 満 (1)

2020年

東北学院大学学術研究会

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第62号

2020年

東北学院大学学術研究会

近世イングランドの解毒化する魔女

——魔女、メディア、近代化——

楠 義彦

1. はじめに

本研究は社会的周縁者の中核的な一例として魔女を取り上げ、魔女に対する認識を焦点として、魔女、メディア、近代化という三者の「共犯的な連関性」を検討するものである⁽¹⁾。16世紀半ばから17世紀末にいたる百数十年間にわたる魔女の生活史を、この連関性によって検討する。個々の魔女を中心とした複数の魔女がいる多核的な社会は、魔女のイメージや知識を土台にして、魔女認識を構築する。われわれは魔女事件のパンフレットを通して、その一端を知ることができるだろう。

メディア、社会的周縁者、近代化というテーマは、いずれも複数の学問分野のそれぞれで、膨大な研究の蓄積をもつ。メディアも社会的周縁者も1つの学問分野に閉じ込められた静態的な要素ではなく、多くの事象と相互に関係する動態的な構造である。両者は物質的にも精神的にも歴史的に作られるマトリックスであったが、遍在し、組み込まれているがゆえに、意識しない限り、捉え難いものであった。メディアに注目するのは、諸々の情報が織りなす関係性が多くの場合認識の前提となるからである⁽²⁾。また、常に他の資料との関係性のなかで、資料を評価し解説しなければならない歴史学では、メディアは資料を生み出す制度や多様な関係性を意識するツールにもなる⁽³⁾。

筆者は「近代化」の問題を、かつて「ヨーロピアン・グローバリゼーションと諸文化圏の変容に関する研究」において、「宗教改革時代におけるヨーロッパ化の深化と展開」

⁽¹⁾ 本報告は、共同研究「近世のヨーロッパとラテンアメリカにおける社会的周縁者の創出とメディア」（基盤研究C（一般）課題番号16K03145。研究代表者：太成学院大学教授黒川正剛）の研究分担者として、筆者が課された分担地域であるイングランドを対象に行った成果の一部である。それゆえ、性格的に試論あるいは粗描の域を出ない。メディア、社会的周縁者、近代化の「共犯的な連関性」は、共同研究で規定された共通の枠組みである。

⁽²⁾ ジョルジュ・ルフェーブルの分類でいうところの、単純集合体、半意識的集合体、結集合体の場合、単に同時的に同じ場所に存在するだけの単純集合体の情報の関係性には、メディアは存在しない。たとえば、ひき逃げなどの交通犯罪の場合、加害者と被害者の間に事件前の人間関係はなく、メディアは存在しない。

⁽³⁾ チョムスキーによるメディア観察の3つの局面、組織の内部構造、社会のなかでの位置づけ、他の権力や権威をもっているシステムとの関係、を参考にした。歴史学の場合、組織を生み出す内部構造は資料を生み出す制度であり、他の二者は多様な関係性になる。ノーム・チョムスキー著、本橋哲也訳「何が主流メディアを主流にするのか」『メディアとプロパガンダ』青土社、2008年、23頁。

として考察を行った⁽⁴⁾。そこでは宗教改革時代を教会と国家の関係における画期として、「この時代はローマ教会を中心とするキリスト教共同体が解体し、にもかかわらずキリスト教国であることは放棄せず、その結果キリスト教教会が各国家との関係を再構築しなければならなかつた」⁽⁵⁾と述べた。近世のヨーロッパでは、信仰生活と国家との関係性に一大変化が起こつた。信仰の個人化・内面化の側面と、国家による集権化たる行政管理の標準化の2つの側面の変化である。後者はとりわけ印刷物の文書というメディアによって機能を高めることになる。印刷物が世界史上の情報革命であり、近代化を進めたことに異論を唱える人はいないであろう。イングランドの場合、近代化の端緒は、ローマ教会からのイングランドの離脱、修道院解散とその没収財産の処理、イギリス国教会の成立という形で顕在化するが、これは第一に国王が聖俗の長という特殊な教会のあり方に発するものである。そのため信仰の個人化・内面化と集権化は決して切り離すことはできない。これは、いわゆる主権国家体制（ヨーロッパ諸国家体系）とそれぞれの国家内部の国家経営の集約化に随伴する、国家による宗教政策を生み出すことになった。同じ頃、国家による宗教政策の遂行は、プロテスタントのアメリカへの移住、カトリックのイエズス会の世界進出という、非ヨーロッパ世界でのキリスト教徒の誕生という特筆すべき経験をも生み出した。

一方、魔女に関する概略的な研究史は、19世紀末から20世紀前半にかけて、ゾルダン＝ヘッペ＝バウアーの古代ギリシア・ローマ時代の遺物としての魔女⁽⁶⁾やミシュレによる中世の農民女性の精神世界⁽⁷⁾として、概して啓蒙以前の集団狂気として魔女狩りを考え、正統派歴史学の研究対象ではない際物として始まる。その後1960年代末にトレヴァー＝ローパーの魔女熱狂論によって、初めて魔女狩りは歴史学の研究対象として注目されるようになつた⁽⁸⁾。文化人類学の研究方法を利用したトマスとマクファーレンのテーゼを経て、裁判記録を主たる史料とした詳細な地域研究が70年代から盛んに行われた。それらが明らかにした魔女狩りの実態が、結果的にトレヴァー＝ローパーの魔女狩り像を否定していくのは、研究史上の皮肉と言わざるを得ないが、かつては考えられなかつたレベルで魔女狩りの実態解明が進んだことは大きな成果であった。その後、90年代から実態を土台にした女性史的観点からの研究や悪魔学文献の分析、チッカなどの図像を用いた研究、個別の魔術事件の解説といった研究、また広く全地球的な視野で魔女を捉えるベーリンガーが登場し、現在に至っている。

(4) 平成19年度～23年度私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」（研究代表者：東北学院大学教授渡辺昭一）。その成果は、「ヨーロピアン・グローバリゼーションと諸文化圏の変容に関する研究」研究成果報告書、学校法人東北学院（東北学院大学）、2013年3月の151-167頁に収録されている。

(5) 同上、151頁。

(6) W.G. Soldan - H. Heppe - M. Bauer, *Geschichte der Hexenprozesse*, Hanau, 1911. ゾルダンによる初出は1843年。

(7) ミシュレ著、篠田浩一郎訳『魔女』岩波文庫、1983年。原著は1862年。

(8) H.R. Trevor-Roper, *The European Witch-craze of the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, Pelican Books, 1967(小川・石坂・荒木訳『宗教改革と社会変動』未来社、1978年所収)。

トマス＝マクファーレン・テーゼは魔女とその犠牲者の関係に注目したが、魔女は社会から切り離されて存在するわけではなく、犠牲者以外の近隣の人々との日常的で実践的な関係性のなかで存在している。この点を捉える目的から、筆者はかつて近代に解体する魔女のソシアビリティについて論じた⁽⁹⁾。魔女のソシアビリティを基に、メディアが寄与してそれぞれの魔女認識を作り上げる。近世イングランドにおいて基本的な社会の単位は教会の教区であり、教区こそが公けの部分だけではなく私的な部分とも結びついていた。この教区の生態系のなかで、特定の魔女を中心として、周辺の人々や地域の過去と現在を包括的に考える必要がある。教区はまさにメディアの舞台であった。居住する村で魔女事件が発生した場合、魔女もその犠牲者も当然顔見知りであり、村全体が1人の魔女がいる社会の魔女認識の舞台となる。また、現下の状況にとどまらず、過去に魔女事件を経験することが魔女認識を複合的な融合物にする。この複合性が魔女という存在を意識の上で消滅させることを阻害する。トマスが、魔女に対する同時代人の非現実的な観念が「既成の人間的価値をささえる不可欠の概念にはかならなかった」⁽¹⁰⁾と述べたように、魔女は特殊な存在だった。メディアによる魔女イメージの加工と劣化を含む情報伝達と集積は、魔女の生活史を形作っていく。メディアによる魔女のイメージは魔女認識の重要な構成要素である。人々はパンフレットに書かれた事件を知り、イメージにおいて魔女を感得する。実際に魔女と接する必要はない。意識の程度により魔女認識の現実性が左右される。

メディアと近代化が形成した魔女認識が時代のなかでいかなるものであったのか、再構成する努力がなされなければならないだろう。

2. メディアというアプローチ

(1) 媒体＝構造としてのメディア

魔女とメディアとの関係に言及するものとしては英文学の演劇史のなかに先行研究を見出すことができる。演劇と社会体制との関係を、中村友紀氏は1633年のランカシャの魔女事件から魔女を中心としたメディア、ゴシップ、他者、公共圏の創出のメカニズムを追及している。氏は魔女は時代と地域の価値観を転倒させた表象で、家父長制への反乱分子であったと考えた。そのなかでとりわけ演劇に注目したのは、「劇場という場で多くの人が同じ情報に接し、それに対して様々な社会的背景を持つ人々が見せる反応に接しつつ、自らも喝采や歓声、野次などで意思表明することで集団的反応に加わる」ことが、「個人

⁽⁹⁾ 拙稿「魔女とともに生きる」(阪本浩・鶴島博和・小野善彦編『ソシアビリティの歴史的諸相—古典古代と前近代ヨーロッパー』南窓社、2008年所収)。魔女のソシアビリティが担った役割は、近代になると専門化・細分化され、医療、福祉、調査会社、カウンセリング、保険、占い、天気予報などに徐々に分化していく。

⁽¹⁰⁾ キース・トマス著、山内昶監訳『人間と自然界—近代イギリスにおける自然観の変遷—』法政大学出版局、1989年、49頁。

の集合体をマスにする」⁽¹¹⁾ことになると考へたからである。この中村氏の卓抜した発想はグリーンプラットと笛山隆氏から来ていると思われるが⁽¹²⁾、歴史学的にはいくつかの見過ごせない問題もあると思われる⁽¹³⁾。

一般的にはメディアという用語は媒体の意味で使われる。媒体として媒介作用を行うものは言語、文字、図像、音声、儀礼、パフォーマンスあるいはそれらの複合体が一般的である。現代のメディアの代表格であるテレビ、ラジオ、映画、新聞、雑誌、ネットなどの不特定多数へのマス・メディアに相当する近世のマス・メディアは、読み書き能力が限定されていたがゆえに、説教、図像やパンフレット、ビラ、儀礼、パフォーマンスなどであろう。人も主体的なメディアとみなすことができる。人は口伝で、人伝でによって、口頭や、接触を伴う身体でもって、また表情や身振り、礼儀作法、慣習によって、情報を伝達・拡散する。

しかしながら、マクルーハンによると、メディアはあらゆるチャンネルを通じて作用し、「いかなるメディアも、単独ではなく他のメディアとの相互作用の中でのみ、その意味や存在意義を持つ」⁽¹⁴⁾という。バーリンの言う、「経験の総体的なテクスチュア」である⁽¹⁵⁾。そもそもメディアは「社会的実践の構造連関的な場」⁽¹⁶⁾であり、シルバーストーンは、「私たちはメディアを逃れることはできない。メディアは私たちの日常生活のすべての側面に含み込まれているからである」⁽¹⁷⁾と述べた。それゆえ、メディアを考える際には常に複眼

⁽¹¹⁾ 中村友紀『パブリック圈としてのイギリス演劇—シェイクスピアの時代の民衆とドramaー』春風社、2016年、25頁。

⁽¹²⁾ スティーブン・グリーンプラット著、高田茂樹訳『ルネサンスの自己成型』みすず書房、1992年；同著、酒井正志訳『シェイクスピアにおける交渉—ルネサンス期イングランドにみられる社会的エネルギーの循環—』法政大学出版局、1995年。

⁽¹³⁾ たとえば、魔女を他者表象として社会から排除するという固定観念に左右されていないか。特にイングランドの場合、魔女は地域社会の中で相当長期にわたって人々と共存共栄しており、魔女という存在の極めて重要な部分を見逃していると言えるだろう。また、歴史学の先行研究の利用は、それぞれの研究の視角や宗教的、政治的、社会的な状況の相違を明らかにした上でなされるべきである。都市と農村との相違やロンドンの特殊性をどのように生かし、先行研究とどのような関係にあるのか、それらの複雑な関係性を具体的に詳述しないで、時代や地域の自律性を前提にした議論がなされ、当時のイングランド社会の單一性を強調するように感じるのは筆者だけであろうか。

⁽¹⁴⁾ 柴田崇『マクルーハンとメディア論—身体論の集合—』勁草書房、2013年、33頁より引用。マクルーハンはメディアが伝える内容と同じく、メディアの形態そのものの重要性を強調した。このことはメディアを扱う上で基本的な条件になる。

⁽¹⁵⁾ ロジャー・シルバーストーン著、吉見俊哉・伊藤守・土橋臣吾訳『なぜメディア研究か—経験・テクスト・他者—』せりか書房、2003年、22頁。

⁽¹⁶⁾ 吉見俊哉『〔改訂版〕メディア文化論—メディアを学ぶ人のための15話—』有斐閣アルマ、2012年、3頁。場としてのメディアの意味は歴史学でいうところの「構造」や「権力」の意味と近似である。

⁽¹⁷⁾ シルバーストーン『なぜメディア研究か』16頁。1920年代以降、メディア論はメディアと社会的現実との関係を追及してきた。リップマンは、「意識の中にある事実が、与えられた事実そのままである場合はごく少ないように思われる。一つの報告は、知ろうとするものと知られるものとの合作である。観察者役はその過程でかららず選択をするし、たいていは創作もする。われわれが見る事実はわれわれの置かれている場所、われわれが物を見る目の習慣に左右される」(W.リップマン著、掛川トミ子訳『世論（上）』岩波文庫、

的な視点からアプローチをしなければならない。メディアが個別の媒体の編成を成り立たせる。つまり基本的にメディアになり得ないものは存在しないし、マクルーハン的には人間の能力を拡張する人工物はすべてメディアである。極論であるが、この世はメディアである。

物質的なものであれ、あるいは精神的なものであれ、媒体として機能するものが社会を理解させ認識させる。媒体としてのメディアはいわば接続ケーブルで、社会的情報を送信者から受信者へ伝達するが、ケーブルの材質、製造方法、性能により、情報の質と量に差異が出る。それらによっては情報は伝達せず、逆に絶縁されることが起こりうる。つまりメディアの品質により伝達する内容とその信頼性は常に変化する。

媒体としてのメディアは常に複数系列で機能するがゆえ、それらは相互に無数に結びつき、ネットワークとなり構造となる。メディアには媒体と構造という両者の意味を考えることが望ましい。当然ながら、全体としての情報の質と量は、媒体＝構造としてのメディアに規定される。たとえば、現代社会のインターネットによる情報の伝達・拡散を想起するとよいだろう。また戦時では人による対面での情報伝達が平時より困難であることは明らかであろう。

歴史学にとっての有用性の一つは、これらの考え方方が資料の解釈に不可欠と気づかせてくれたことである。資料に基づき過去の時代を再構成する歴史学においては、いかなる資料も過去と現在とを媒介するメディアである。資料は常に構造としての資料体系のなかで理解すべきである⁽¹⁸⁾。

ネットワーク論やソシアビリテ論では、たとえ心性であっても実体的な社会的結合関係が問題となる⁽¹⁹⁾。固定的な制度や組織からではなく、集団の相互関係から網の目のように政治・社会構造を分析する。ネットワーク論が支配一被支配の垂直的な関係をも射程に収めるのに対し、ソシアビリテ論は水平的な関係、しばしば集団内部に焦点を合わせる。他方、メディアによるアプローチの対象は実体的な関係ではなく、個人や集団の認識にのみ関わる。一意には情報の伝達に特化され、家族や地域共同体、党派、信徒団体のような社

110頁)と述べ、メディアに媒介された意識との相互作用で事実が構築されていくことを指摘したのはこの意味である(吉見『[改訂版] メディア文化論』32-33頁)。

(18) 公文書を史料として用いる場合でも、記録のための文書と使用のための文書のメディアの相違を考慮する必要があるだろう。というのは、前者は同時的ではなく、その文書が表す事象より、時間的に後に編集され保管されるという特質がある。文書の作成者が、どのような学術上の履歴をもち、どのような政治的立場であったのか、また編集はどのような方針で行われたのか、文書の保管は確実に行われたのか等々といった要素を評価した上での解釈が必要である。他方、後者の場合は同時的であるが、使用後は用済みになつたため保管されず廃棄されたり、所在が不明となることも起こりうる。記録や保管の必要を考慮しない実践的な文書であったため、事象への媒体としての性能は前者に比べて格段に高かったと考えられる。文書を用いた情報伝達は繰り返し参照が可能という点で、また人と人との対面での現在性に囚われないという点で、人による情報伝達を補足し超越する部分をもっている。

(19) 以下の点は、三浦徹「ソシアビリテ論とネットワーク論—その弱点—」(二宮宏之編『結びあうかたち—ソシアビリテ論の射程—』山川出版社、1995年所収)を参考にした。

会集団そのものを考察の対象にしない。あくまで個人や集団が世界を理解・認識するレベルで機能する。メディアは社会的結合関係を捉えるツールではない。

一、二例を挙げれば、魔女の場合、総じて高齢の女性という実態から、可視性（visibility）のあるメディアの一つは魔女の外見となる。魔女に対する心性は魔女の外見とともに理解される。この意味で、数あるメディアのなかでも図像の果たした役割は重大である。また、魔女と接する経験はイメージを強化する上で圧倒的なものになっただろう。一般に社会的情報が欠点になる場合、可視性を考慮することが重要になる⁽²⁰⁾。もう一例として宗教改革の研究に言及しておきたい。ルターの思想が一般民衆に急速に広がった立役者として印刷術を利用した文字によるコミュニケーションが考えられてきた。しかし、1980年代よりスクリプターなどが中世と同様の口頭でのコミュニケーションを文字によるコミュニケーションと並んで重要であったと指摘し、非識字層の役割を評価する傾向にある。この考え方では媒体＝構造としてのメディアを考慮したものである。非識字層における図像という視覚的な挿絵や風刺画といったメディアが促進的な役割を果たしたと考えられている。視覚的なパフォーマンスや劇、儀礼なども噂話や井戸端会議、印刷物とともに情報を広げていったという⁽²¹⁾。また、ピューリタン革命期には口頭での説教こそが媒体として最重要であった⁽²²⁾。媒体＝構造としてのメディアの視点は環境全体での情報伝達の性能を考える視点を含んでいる。あたかもオーケストラの演奏がホールの違いで大きく変わって聞こえるかのようである。

(2) メディアの類型

メディアの特質と並んで、メディアの発生源によっても便宜的に区別が可能である。宗教、神学、哲学、法学の言説や法令などの知識人や聖俗の権力が源となるもの（権威的メディア）と、絵入り活版印刷のビラ、犯罪を告発する請願、文学など民衆が源になるもの（民衆的メディア）がある⁽²³⁾。この発生源による類型を考えることで、媒体＝構造として

⁽²⁰⁾ アーヴィング・ゴッフマン著、石黒毅訳『ステイグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティー』せりか書房、1984年、75-87頁。

⁽²¹⁾ この部分は、蝶野立彦「宗教改革期のドイツにおける読書・コミュニケーション・公共性—《宗教改革的公共性》をめぐって—」（松塚俊三・八鍬友広編『識字と読書—リテラシーの比較社会史—』昭和堂、2010年所収）19-39頁に基づく。

⁽²²⁾ 香内三郎『活字文化の誕生』晶文社、1982年、98-103頁。口頭と対面というメディア、人と人との身体の接触というメディアは、文書というメディアが出現しても決してなくならなかった。それどころか参加可能という点で、依然として前者のメディアは圧倒的にホットなメディアであった。文書のメディアは身体のメディアが機能する時、より効果的に作用した。身体のメディアが到達できない場合には代替物として機能した。この時代、身体のメディアによる社会環境から、身体と文字による社会環境への適応を迫られることになる。

⁽²³⁾ このメディアの類型は本科研の研究計画書では、「規範的メディア」と「民衆的メディア」と区分されている。しかし、民衆的メディアも規範性をもちうるメディアであり、本稿では規範的メディアではなく、権威的メディアという語を用いたい。

のメディアにおける、メディア相互の関係性、すなわち権威的メディアというものを設定することで、メディアの権力の作用や民衆的なメディアとの関係性を示すことが容易になる。権威的メディアは、媒体の意味では一般的にメディアと考えにくいものであるが、言説や法令は発行主体から情報が放射して伝えられるという特性があり、やはりメディアである。

権威的メディアは理想的にはすべての人に到達するメディアであるが、現実的には1つのメディアで行き渡るわけではない。機会であるか戦略であるかは別にして⁽²⁴⁾、権威的メディアは権力である。それゆえ、権威的メディアは国家による集権化や行政管理の標準化が進展するにつれて有効性を高める。近世における権威的メディアの問題は近代化の問題と同義になる。政治権力は地方や個人、集団を集権化の対象とし、権威的メディアによって社会の末端へと力を拡大しようとする。概してある権威を伝える目的をもつ。排除の対象となる他者の部分と集権化の対象となる部分の間には境界たる周縁が存在するが、政治権力からの作用により、周縁の範囲は常に社会の外側へと移動する。理論的には境界領域は、法律や道徳などの権威に基づく政治権力の集権化の努力により、他者の領域を圧迫しつつ、限りなく縮小し狭隘になっていくが、決して消滅はしない。というのは、周縁部分の創設が政治権力にとって秩序ある社会の形成・維持に不可欠の部分をなしているからである。周縁を象徴する社会的周縁者の創出、そしてそれを可能にする周縁者意識をいかに作り上げていくかは政治権力にとっても、社会にとっても、極めて重要であった。

一方、民衆的メディアは多元発生的であるが、媒体=構造としてのメディアを権威的メディアとともに構成する。民衆的メディアといっても、完全に自律的で閉鎖的な固有のメディアというわけではなく、権威的メディアとの関係の上で捉えなければならないだろう。権威的メディアの基本的特質は拡張・浸透性であり⁽²⁵⁾、民衆的メディアに浸透する。これは政権の御用新聞と化す新聞を想起するとよいだろう。権威的メディアと民衆的メディアの関係は、知識人や政治権力の側からは自己と周縁の関係にもなり、周縁地域の均質化の課題を付帯している。民衆的メディアは権威的メディアの海に浮かぶ小舟である。海が荒れるときには、小舟はたちどころに波間に消えてしまう。それゆえ、民衆的メディアは権威的メディアに対する付属を往々にして発生させたり、望ましい生活態度や倫理を伝えたり、という規範性をもつ。

近世イングランドでは印刷出版は許可制であり、すべて検閲済みであった。ステーショナーズ・カンパニーが統制機関として機能していた。したがって、民衆的メディアの内容には、権威的メディアに許可された内容が大なり小なり反映していると考えなければなら

(24) 権力の理解がウェーバーか、フーコーかの意。

(25) 権威的メディアが到達する範囲は、ウェーバー言うところのアンシュタルトになる。マクルーハンは、情報の移動速度の差を主張し、「印刷術が発明されて、はじめて均質にもとづく政治的統一が実現可能となつた…（中略）…加速が生ずると、つねに中央集権権力が作動して可能なかぎりの周縁地域を均質化する」（M・マクルーハン著、栗原裕・河本伸聖訳『メディア論－人間拡張の諸相－』みすず書房、1987年、93頁より引用）という

ないだろう。対照的に口頭での情報伝達を阻止する組織はなかった⁽²⁶⁾。媒体＝構造としてのメディア自体も個々のメディアと繰り返し影響し合い、伝える情報を左右していく。

また、都市と農村との差も考えなければならない。人々が圧倒的に農村に居住する時代では、印刷物の普及は都市生活の特徴であった⁽²⁷⁾。加えて住民の階層や貧富の差、識字率も考慮すべき要素である⁽²⁸⁾。領主、共同体、個人という側面から、メディアの働きを農村社会に適応し、具体像を描く必要もあるだろう⁽²⁹⁾。

ところで、メディアとコミュニケーションはしばしば非常に近い意味で用いられている。メディアは情報伝達に介在する媒体でコミュニケーションは双方向的な情報交換となる。しかし、媒体＝構造としてのメディアはコミュニケーションを成り立たせるもの⁽³⁰⁾であるのと同じぐらい、コミュニケーションを阻害するものもある。メディアは、情報を正しく伝えず隠蔽したり、情報の歪曲や重複、すり替え、誤解の誘導といった絶縁機能をもっている。たとえば希少語を話す閉鎖的な村では村外の人に通訳を準備しないで話をする。その内容は言葉からは全く伝わらない。しかし、話者に通訳の必要性を気づかせなかつたことが、その村での媒体＝構造としてのメディアである。また、フェイクニュースやデマによる悪意ある虚偽情報の拡散が可能な現在のネット社会は、真実を絶縁し、それこそが媒体＝構造としてのメディアとなる。民衆的メディアが専らつなぐ機能をもっていることに対し、権威的メディアは権力という性質のため、つなぐ機能と離す機能の両方つまり統合と分裂という秩序化の機能をもち、プロパガンダとして機能し得た。

以上のことから、まず基軸となる権威的メディアでの魔女がいかなる存在であったのかを明らかにする必要がある。その後、民衆的メディアであるパンフレットを用いて、16・17世紀イングランドの魔女認識を検討してみたい。

3. 権威的メディアにおける魔女の出現

(1) 社会的周縁者

魔女は教会裁判所で有罪になったとしても、後に見るように、信者の共同体への再受容

⁽²⁶⁾ 香内『活字文化の誕生』120頁。

⁽²⁷⁾ 17世紀末まで印刷はロンドンに居住することを組合員資格とするステーショナーズ・カンパニーに限定されていた。

⁽²⁸⁾ Tessa Watt, *Cheap Print and Popular Piety, 1550-1640*, Cambridge U.P., 1991, p.7. たとえば、1640年までの田舎の成人男性の約30%しか自分の名前を署名できなかつたのに対し、ロンドンでは実に78%の人が完全な識字率をもっていたという。

⁽²⁹⁾ この発想は、野々瀬浩司「ドイツにおける宗教改革と農村社会—ペーター・ブリックレの『共同体宗教改革論』をめぐって—」『キリスト教史学』第72集、2018年7月を参考にした。

⁽³⁰⁾ 服部良久氏は「武装と暴力を含みこんだ農民相互のコミュニケーションに基づく社会秩序」を取り上げ、紛争や暴力をも媒介になるとする。これも共同体の形成と維持を成り立たせるという観点からコミュニケーションと考えている。この件については、服部良久「中・近世ドイツ農村社会の武装・暴力・秩序」(前川和也編著『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、2001年所収)381-408頁。

を可能にする教会罰しか科されなかつたという点で、他者ではなく周縁者であった。一方、魔術禁止法によって世俗の裁判所で裁かれ有罪になつた場合には、犯罪者として他者になつた。最悪の場合には死刑になり、完全に排除された。教会裁判所に告発された時点では、後に世俗の裁判所で再び告発され審理されるかどうかは不明であり、魔女は微妙な立場にあつた。本研究では教会における魔女の位置づけに注目し、彼女らを社会的周縁者の代表としたい。

「社会は観念的には平面の範囲として考えられる」⁽³¹⁾。それゆえ範囲を認識する視覚の問題と切り離せないが、同時に、「周縁」という言葉は「周辺」と異なつて、「ふち」とともに「えん」を観念的にもち、そこにはやはり常に関係性の概念を含んでいることに留意したい⁽³²⁾。かつてテッサ・モーリス=鈴木も、「辺境は重要である。なぜなら、辺境という存在が、国史を、地域史を、ひいては世界史を違つた視座から再訪する旅の出発点となり、国家／国民という中心からは不可視化されかねない問題を提起しうるからである」⁽³³⁾と述べた。ここには周縁の問題を取り上げる射程の深さが示されている。周縁の形成は中核の形成と不即不離であり、それどころか周縁への意識こそが中核を正確に捉える条件になってくる。周縁のない社会はなく、周縁によって中核は中核として機能することができる。ただし、中心と周縁という「問い合わせの立て方それ自体が、複数系列の同時存在が示す問題の拡がりをドミナントな単数の系列との関係のうちに回収してしまうという難点をはらんでいないか」⁽³⁴⁾という齋藤純一氏の指摘は重要である。

社会的周縁者の位置づけには複数の理解が成り立つだろう。一つは自己でないものは他者であり⁽³⁵⁾、社会的周縁者は他者であるという考え方である。自律的な自己同一化に立つ自己と他者の関係である。もう一つは、社会的周縁者は自己と他者との境界に位置するという考え方がある。自己、社会的周縁者、他者の三構成である。この場合、基本的には社会的周縁者は自己への包摂と他者への逸脱の、二様の可能性を有する存在である。他者は自己とは相容れず自己から排除の対象となる。他者の代表者は犯罪者である。境界領域が認識困難なまでに縮小した場合、自己、社会的周縁者、他者の三構成は、見かけ上自己と他者との二構成になる。この二つの考え方と共に通するものは他者がいざれも逸脱カテゴ

⁽³¹⁾ H. シューラー=シュプリンゴルム著、土井政和訳「社会的周縁者の犯罪」『法政研究』第62巻第1号、1995年8月、118頁。

⁽³²⁾ 木原誠・吉岡剛彦・高橋良輔編『周縁学—〈九州/ヨーロッパ〉の近代を掘る—』昭和堂、2010年、i頁には「周縁とは、あらゆる事象を囲う（定義する）際に生じる境界=際を含意していることになる」とある。

⁽³³⁾ テッサ・モーリス=鈴木著、大川正彦訳『辺境から眺める—アイヌが経験する近代—』みすず書房、2000年、4頁。

⁽³⁴⁾ 齋藤純一「政治思想史におけるマイノリティ」『政治思想史研究』（2009年度政治思想学会研究会統一テーマ『政治思想史と周縁・外部・マイノリティ』（青山学院大学））第10編、2010年5月、511頁。

⁽³⁵⁾ たとえば、P・L・バーガー=T・ルックマン著、山口節郎訳『日常世界の構成-アイデンティティと社会の弁証法-』新曜社、1977年、48-58頁。ここでは自己と他者との関係は、対面的状況のなかでの相互作用にあり、一元的な排除の関係ではなく、弾力性にとんだものになる。

リーであるということである。

逸脱カテゴリーの形成について、ベッカーは、逸脱を「ある社会集団とその集団から規則違反者と目された人間とのあいだに取交される社会的交渉の産物」⁽³⁶⁾としているが、社会が何らかの合意に基づく規則を定め、違反行為を逸脱と定義する、すなわち権威によって逸脱が作られる。逸脱者のラベルを貼られた人が逸脱者となり、行為そのものが逸脱を生み出すわけではない。逸脱を決めるのは常に他の人々（集団）であり、逸脱者ではない。これは、一般的に社会は秩序形成と維持のために一定の成員に逸脱的な役割を与えると考えられているためである⁽³⁷⁾。山口昌男氏が、「秩序に属する部分と無秩序に属する部分、友好的な部分と敵対的な部分もあります。そして人間は基本的に、敵対的な部分があるときに自分の内側というものをはっきり意識します。全体の輪郭がはっきりするわけです」⁽³⁸⁾という話は至言である。他方、逸脱の代表たる犯罪について、デュルケムは「集合意識の強力かつ明確な状態を犯すとき犯罪的である」という。つまり「ある行為は、犯罪的であるから共同意識を傷つけるのではなく、それが共同意識を損なうから犯罪的だといわれなければならない。それを犯罪だから非難するのではなくて、われわれがそれを非難するから犯罪なのである」⁽³⁹⁾と考えた。犯罪は集合表象を傷つけるから犯罪となる。集合表象は常識であり世界の権威である。集合表象を確認することは、自己のアイデンティティを確立し、成員の連帯強化や抽象的権威の境界線明示化、社会浄化といった作用を担う⁽⁴⁰⁾。他者としての逸脱者の言動が社会に貢献することになる。ある言動が繰り返し行われ、逸脱として習慣化する場合、制度化されて犯罪となり、同時に周縁者も滲み出る。

このように周縁者は最初から周縁者と決定されているのではなく、他者との関係で付隨的に創出されていくものである。一般的に完全な他者である犯罪者の手前に、違反者、外国人、女性、子供、貧民等が、初めて周縁者に位置づけられることになる。すなわち、周縁者を作り上げるのは逸脱カテゴリーを表示するメディアである。他者ではなく、共同体に再編入可能な周縁者を形成し明示することに貢献したのは、近世イングランドではとりわけ教会のメディアである。この時代に社会を担うのは教会であった。教会は異教徒や異端、破門者を除いて、他者を作らないためである。教会は周縁者を明示し、彼らを信仰共同体に再受容することで、かかる共同体を活性化させる。

(2) Visitation Articles（監察質問条項）

本研究で最初に用いる史料類型は Visitation Articles である。宗教改革後にとりわけ規則

⁽³⁶⁾ ハワード・S・ベッカー著、村上直之訳『アウトサイダーズ—ラベリング理論とは何か—』新泉社、1978年、18頁。

⁽³⁷⁾ 同上、276-277頁。

⁽³⁸⁾ 山口昌男「文化における中心と周縁」『山口昌男著作集5』筑摩書房、2003年、306頁。

⁽³⁹⁾ エミール・デュルケム著、田原音和訳『社会分業論』青木書店、1999年、82頁。

⁽⁴⁰⁾ 佐野正彦『逸脱論と〈常識〉—レイベリング論を機軸として—』いなほ書房、2009年、46-48頁。

的に Visitation（監察）が行われたのは、人々の信仰が個人的なレベルでターゲットになり、定期的に信仰の状態をチェックして、名実ともに信仰共同体の形成・存続が求められたためである。それゆえ、Visitation は本来カトリックの制度であるが、プロテスタントも積極的に Visitation を行った。Visitation の基になったメディアである Visitation Articles に注目することは、宗教改革後の周縁者の問題を考える上で不可欠であろう。

さらに、Visitation Articles を用いる他の理由もある。第一に、この文書は教会裁治権者が自分の管轄地域を監察する⁽⁴¹⁾前に監察の対象となる項目を各教区に伝え、監察時にこの文書に基づき教区委員に告発させる、すべての人を対象にする権威的メディアであった⁽⁴²⁾。告発させることにより、単に社会的周縁者を表示するだけではなく、教会と被告発者、教区民と被告発者の関係性を再調整する。Visitation Articles には明白な媒介作用があった。第二に、監察ごとに、管轄地域の実態を踏まえて、しばしば文書を作り直す、いわば即応性の強い文書であった。教会裁治権者は Visitation Articles を用いて、教区委員を通して教区民を把握する。言うなれば教会裁治権者と教区民を媒介するメディアそのものであった。教区委員になる者は、教区の役人だけではなく、陪審やコンスタブルなどの世俗の役人を兼職するケースが多く、少なくとも教区委員に繰り返し任命される人物か、そうでなければ世俗の役人の経験者が多かった⁽⁴³⁾。彼らは識字能力をもち、教会行政の担い手ともなり、彼らが行う告発は実態を正確に反映しうるレベルにあった。教会裁治権者は教区の聖職者と並んで教区委員を重視していた。第三に、各教区に行き渡る必要から印刷して配布する使用のための文書であった。各教区に最低一部ずつ届けられ、印刷物であったがゆえに、同じ文書が数百部印刷され、現存率の高い文書である。16・17 世紀のイングランドでの魔女の生活史を検討する上で、長期に存続し⁽⁴⁴⁾、現存率の高い文書は研究に有利に働くであろう。魔女関連の条項を含む Visitation Articles は 1547 年から 1641 年まで、ほぼ一世紀にわたって現存する。

Visitation Articles の本来の目的は、聖職者の聖務や教会の施設のチェックであるが、1

⁽⁴¹⁾ 教会裁治権者は赴任後 18 か月以内に最初の監察を、その後は原則的に 3 年に 1 回監察を行った。イングランドの場合、16 世紀以後に最も規則的に行われたと言われる。それはイングランド国教会という中道の教会のあり方を維持し、浸透させるために必要な努力であった。

⁽⁴²⁾ 権威的メディアであっても論文や著作は特定の人の関心の対象に過ぎない。多くのメディアは極めて限られた人にしか到達しない。たとえば、基本的には演劇は都市居住者のみに、パンフレットや挿絵は声の届く範囲の人のみに、また教会での説教は会衆のみに到達した。この意味で貴族をも含めたすべての人を対象にした監察は極めて重要であった。

⁽⁴³⁾ Beat Kümin, *The Shaping of a Community — The Rise and Reformation of the English Parish c.1400-1560* —, Aldershot, 1996, pp. 31-42.

⁽⁴⁴⁾ Visitation Articles は 17 世紀以降中央集権的な統制の対象になり、文言の統一が図られるようになる。特に革命以後は重要性を失っていく。それゆえ、後に民衆的メディアの例として取り上げるパンフレットが出版された 1670 年代、80 年代の時期には事実上対応するものがない。Visitation Articles のように、同一の史料類型で 100 年間程度存続する史料は極めて貴重であるが、同史料類型とパンフレットとの時期的なズレを、無視できるか否かについてはおそらく賛否両論があるだろう。

つの Visitation Articles は全体で数十の条項 (article) からなり、身分の上下に関わらず、俗人の教区民の信仰生活を幅広く、また具体的に、質問していた。礼拝の欠席者、礼拝時の宿屋や居酒屋の営業者、安息日に働く職人や肉屋の営業者、教会内での演劇や舞踏の実行者といった聖務の妨害につながる信仰懈怠者と、異端や魔術の実行者、産婆、無免許医者、中傷者といった要注意人物が取り上げられていた。主として教区民の日常的実践が問題になっていたと考えられるだろう。日常的実践に疑問を呈される者はまさに社会的周縁者であった。条項は一般に ‘whether…’ (「…かどうか」) で始まる疑問文が用いられた。具体的な監察課題を明記する形で作成されており、監察課題を列挙することにより、教区委員に監察ごとに違反行為を再認識させるものであった。教区委員は教区民のチェック時に Visitation Articles を参照することで、違反行為が何であるかを学習し確認する。条項の構成、登場順序とともに、1つの条項にどういった行動が並記されて含まれているかが、教区委員が監察時の課題を認識するときに主要なポイントになる。つまり Visitation Articles を作成する裁治権者のなかで、違反者たちがどのような布置でマッピングされているかは教区委員の認識に大きな影響を与えるものであつただろう。当時、教会は、一般的に性的・道徳的違反、遺言、婚姻といった事柄に高い関心をもっていたが、Visitation Articles は魔術も条項のなかに含んでいた⁽⁴⁵⁾。具体的な事柄を取り上げることで、権威的メディアたる Visitation Articles そのものが信仰上準拠すべき事柄の権威となる。これらのことから、Visitation Articles は能動的に社会的周縁者を作り上げる権威的メディアであった。境界としての社会的周縁者を存続させることは、キリスト教徒としての文化的統合を維持することにつながったと考えられる。エリクソンは「関係する観衆に向けて、集団という特別な領域に属する行動との間に線引きをしてみせる境界維持の装置」⁽⁴⁶⁾と考えた。人々が日常的に生活する教区のレベルで、境界維持装置の役割の一端を担っていたのは Visitation Articles であった。

さらに Visitation Articles というメディアへの返答を要求されていた俗人の教区委員は、配布される Visitation Articles をもとに大執事管区で告発することになるが⁽⁴⁷⁾、これは文書に書かれた事柄を教区の現実に当てはめて、該当する事柄があるかないか、ある場合にも、どれを告発するかしないかという選択の問題を伴った。教区委員は文字情報をもとに通常教区委員の隣人たちである教区民を告発し、告発された教区民の日常生活を深刻に動搖させことになる。人的な交渉だけで成り立つ人的交渉社会から、文書の記述によっても諸関係を調整する文書的管理社会への変化の兆しが見える。構成員の拡大が直接的な対面に

⁽⁴⁵⁾ 詳しくは、拙稿「エリザベス時代の Visitation Articles と国教強制」『西洋史研究』新輯第 29 号、2000 年；同「Visitation Articles における魔術—魔女狩りと国教強制—」『ヨーロッパ文化史研究』第 8 号、2007 年参照。

⁽⁴⁶⁾ カイ・エリクソン著、村上直之・岩田強訳『あぶれピューリタン—逸脱の社会学—』現代人文社、2014 年、21 頁。

⁽⁴⁷⁾ 主教による監察とは別に大執事による監察が行われた。

よる結合を弛緩させ、人的管理の限界に直面し、さまざまな交渉を不可能にした社会では、人的な諸関係は文書の記述を基準として、その諸関係を補うことによって管理される。現実の諸関係が基礎としてあり、それに法令等の権威を後追いさせるのではなく、文書が基礎となり現実の諸関係を調整するのである。今や教区委員にかかる強権的な仕事を命じるのは、人間ではなく文書であった。この経験は、前任の教区委員の告発が熱心であったか否かという条項を Visitation Articles が含むことで促進された。印刷による大量生産の文書によって権力が威力を發揮する、という経験をすべての人は肌感覚で体得するようになったと考えられる。識字能力が極めて低い社会において、このことは前例のない衝撃をもって受け取られたであろう。希少な識字能力を持つ人物が自分の管理者として出現する⁽⁴⁸⁾。

文字から情報を得るというスタイルを成り立たせるものとして、多くの人々は識字能力への関心を高めていったに違いない⁽⁴⁹⁾。また、音声を基にする社会から視覚を基にする社会への変化は境界そのものを形作っていったんだろう。音による聴覚的社会は境界をもたず、音の強度によって曖昧な境界を作るだけである。視覚こそ物理的な空間＝境界を意識させ作り上げる⁽⁵⁰⁾。畢竟するに、視覚が周縁者意識を鮮明化した。このことは同時に文書というものがもつ表示・固定化機能に依拠する心性を育て、やがて物語を音声として聞くものから目で見て読むものへと変貌させていったとの推測を可能にするだろう。この時代個々のメディアは、印刷物という視覚的準拠枠をもつようになつた。文書を繰り返し参照するというスタイルは、1回限りの音声から得た情報とは比較にならない標準化をもたらした。たとえば、制定法や国王の勅令もこの時代には印刷物となつた。印刷物は常に参照軸として機能した。口頭での証言と文書による証言は区別されるようになつた⁽⁵¹⁾。他方、教区において世俗と教会の領域は明確な区別をすることはできなくなつた。教会は地域共同体の誕生と成長の上で最も重要なものと言ってよく⁽⁵²⁾、教区こそが社会の基本的単位となつた。それゆえ Visitation Articles で示された宗教的境界は、多くの者にとって事実上唯一の社会的境界となつた。宗教的周縁者は社会的周縁者であった。

加えて、Visitation Articles はこの時代の国教強制⁽⁵³⁾の主たる方法として高等宗務官制とともに重要となつた。一般祈祷書の使用強制は、礼拝式が全イングランドで統一した祈祷

⁽⁴⁸⁾ イングランド全土を対象とする General という Visitation Articles も 1559 年に登場し、エリザベス時代を通じて繰り返し同一の文書が用いられた。まさに、全イングランドを 1 つの文書が監督する体制が施行されたのである。

⁽⁴⁹⁾ ギルバート・セルデス著「コミュニケーション革命」(M. マクルーハン+E. カーペンター編著、大前正臣・後藤和彦訳『マクルーハン理論—電子メディアの可能性—』平凡社ライブラリー、2003 年所収) 298 頁。

⁽⁵⁰⁾ マクルーハン+カーペンター「聴覚的空間」(同編著『マクルーハン理論』所収) 63-66 頁。

⁽⁵¹⁾ E.L. アイゼンステイン著、別宮貞則監訳『印刷革命』みすず書房、1987 年、169 頁。

⁽⁵²⁾ Beat Kümin, 'The English parish in a European perspective', in K.L. French, G.G. Gibbs & B.A. Kuemin (eds.), *The Parish in English Life 1400-1600*, Manchester U.P., 1997, p. 23.

⁽⁵³⁾ 国教強制というのは、エリザベスの宗教解決を浸透させるための宗教政策で、とりわけ国王至上宣誓強制、一般祈祷書の使用強制、礼拝出席強制の 3 つの具体的な課題からなつていた。

書の文言と一言一句同じであることを要求した。そのため印刷物で正確な文字情報を伝えることが必然的な条件であった。礼拝という行為の反復性は参照となるマニュアルとして一般祈祷書を位置づける。この強制課題の監督には職務遂行時に文書を参照するスタイルを定着させていったと考えられる。権威的メディアによる魔女という社会的周縁者の創出は、イングランド国教会を末端にまで浸透させるために、あるいは少なくともカトリックと連携して反乱を起こすのを防止するために、国教強制という国家による宗教政策の発展のなかでアクティヴエイションされたと推測できるだろう。宗教政策はイングランド教会がローマ教会の下部組織である限り、終始補完的な役割を出なかったが、ローマ教会との断絶後、聖俗の長としてイングランド国王を戴くことで、中央集権化を推し進めていく。まさに近代化のなかで個々のメディアは関係を深め、権威的メディアが力を發揮した⁽⁵⁴⁾。もちろん宗教改革と国教強制による個人の信仰のあり方の急激な変化が、伝統的な魔術行為を増加させた、つまり魔術は近代化への反発であった、あるいは反魔術運動を通して近代化に進んでいった、換言すれば魔術を認めることで国家は魔術世界を構成するものとして魔術化した、等の人類学的な解釈が、近世イングランドにあてはまるか否かは、まったく別の問題である⁽⁵⁵⁾。

(3) Visitation Articles における魔女の出現

多くの Visitation Articles はフレール⁽⁵⁶⁾とフィンチャム⁽⁵⁷⁾の史料集に収録されているが、それ以外にも STC にかなりの数が存在している。本研究で関連するものは 48 である。魔女に関する条項は、概ね以下の 6 つのパターンに区別できる⁽⁵⁸⁾。個々の Visitation Articles がどのパターンに属すのかは表 1 を参照されたい。

(54) 中央集権的な統治への志向は、もちろん教会だけではなく世俗の分野でも格段に進展した。主として枢密院の命令とアサイズ裁判官によるアサイズ裁判である。これらは 1530 年代に以前とは比較にならないほど体系的に徹底的な形で行われるようになったとされる (G.R.Elton, *Policy and Police — The Enforcement of the Reformation in the Age of Thomas Cromwell —*, Cambridge U.P., 1972, p.217)。両者は、監察と同じく、エリザベス以前の制度である。枢密院は 1530 年代後半にトマス・クロムウェルによって常設の組織となり (M.B. Pulman, *The Elizabethan Privy Council in the Fifteenth-Seventies*-California U.P., 1971, p.15)、またアサイズ裁判は州の四季裁判と刑事裁判権が重複した機関であったが、メアリ時代から四季裁判を運営する治安判事の権限がアサイズ裁判官に移管されるようになった。枢密院は重罪の裁判をアサイズ裁判官の到着まで延期するようにという命令を再三出し、治安判事は軽罪のみに権限を縮小するようになる (J.S.Cockburn, *A History of English Assizes 1558-1714*, Cambridge U.P., 1972, pp. 90-92)。治安判事は地域の下級官吏を自らの下僚として用い、治安判事を中心に地方行政を行った。中央の政治権力は治安判事の任免権を一手に握り、アサイズ裁判官が各種任命書をアサイズ時に持参し、中央の統制下に置く体制を作り上げた。

(55) 本研究では魔術行為のもつ意味については、さしあたり考慮していない。歴史学の資料に現れる魔女や魔術の現れ方から、魔女認識の変化を考察している。この件については、阿部年晴・小田亮・近藤英俊編『呪術化するモダニティー—現代アフリカの宗教的実践から—』風響社、2007 年参照。

(56) W.H. Frere (ed.), *Visitation Articles and Injunctions of the Period of the Reformation*, 3 vols., London, 1910.

(57) K. Fincham (ed.), *Visitation Articles and Injunctions of the Early Stuart Church*, 2 vols., London, 1994, 1998.

(58) もちろん、文言には微妙な相違がある。

表1 関連する Visitation Articles

No.	年	STC no.	対象区域	発行者	パターン
1	1547	10112	イングランド全土	King Edward VI	1
2	1547	10114	イングランド全土	King Edward VI	1
3	1548	10148	カンタベリ大主教管区	King Edward VI	1
4	1549	10285	ノリッジ主教区	William Repps	1
5	1554	10248	ロンドン主教区	Edmund Bonner	2
6	1558	10117	イングランド全土	Queen Mary	2
7	1559	10118	イングランド全土	Queen Elizabeth	2
8	1561	10286	ノリッジ主教区	John Parkhurst	1
9	1563	10152	カンタベリ大主教管区	Matthew Parker	1
10	1567	10287	ノリッジ主教区	John Parkhurst	1
11	1569	10289	ノリッジ主教区	John Parkhurst	1
12	1570	10352	ワインチェスター主教区	Robert Horne	2
13	1571	10250	ロンドン主教区	Edwin Sandes	3
14	1575	10154	ワインチェスター主教区	Robert Horne	2
15	1576	10155	カンタベリ大主教管区	Edmund Grindal	2
16	1577	10251	ロンドン主教区	John Aylmer	2
17	1577&78	10376	ヨーク大主教管区	Edwin Sandes	1
18	1580	10156	カンタベリ主教区	Edmund Grindal	1
19	1582	10275	ミドルセクス大執事管区	Doctor Squier	1
20	1584	10224	コベントリー&リッチフィールド主教区	William Brome	2
21	1586	10215	ヘレフォード主教区	Herbert Westfaling	1
22	1586	10252	ロンドン主教区	John Aylmer	2
23	1588	10232	リンカーン主教区	William Wickham	2
24	1590	10355	ワインチェスター主教区	Thomas Cooper	2
25	1591	10233	リンカーン主教区	William Wickham	2
26	1594	10314	ピーターバラ主教区	Richard Howland	4
27	1598	10235	リンカーン主教区	William Chaderton	1
28	1599	10304	ノッティンガム大執事管区	John King	1
29	1599	10327.5	ソールズベリ主教区	Henry Cotton	1
30	1599	10204	エクセター主教区	William Cotton	5
31	1600	10180	チエスター主教区	Anthony Watson	3
32	1607	10236.5	リンカーン主教区	William Chaderton	1
33	1609	10137.3C	バース&ウェルズ主教区	James Montague	1
34	1612	10209.5	グロスター&ブリストル主教区	George Abbot	3
35	1613	10222	レスター大執事管区	Robert Johnson	2
36	1614	10328	ソールズベリ主教区	Henry Cotton	5
37	1615	10140	バーカシヤ大執事管区	Lionel Sharpe	1
38	1616	10329	ソールズベリ主教区	Robert Abbot	5
39	1617	10314.9	ピーターバラ主教区	Thomas Dove	5
40	1619	10308	オックスフォード主教区	John Howson	1
41	1622	10209.7	グロスター&ブリストル主教区	Miles Smith	1
42	1625	10269	ロンドン大執事管区	Theophilus Aylmer	5
43	1628-9	10379.7	ヨーク主教区	Samuel Harsnett	1
44	1631	10144	ブリストル主教区	Robert Wright	5
45	1632	10323	ロチェスター大執事管区	Elizeus Burgess	1
46	1634	10147.8	リンカーン主教区	William Laud	1
47	1637	10324	セント・アサフ主教区	John Owen	6
48	1641	Wing.C4031A	ダービーシャー大執事管区	William Higgins	1

パターン1：魔術実行者を知っているかどうか尋ねるもの。すなわち、「呪文、妖術、魔術、呪術、予言あるいは悪魔によって発明された術を用いる人をあなたは知らないか」⁽⁵⁹⁾。さまざまな種類の魔術を列挙することで、その実行に関わる人を漏れなく掬い上げる文言である。現実に魔術というものが存在し、それを実行する者が存在するという認識を示している。1つの条項のなかに魔術の実行以外の事柄を含まず、魔術の実行が特定のカテゴリーに属す行為であったという印象を与える。

パターン2：産婆あるいは出産時の魔術実行者、儀式改竄者。「呪文、妖術、魔術、惡靈召喚、魔法円、呪術、予言、あるいは悪魔によって発明された同様の術や想像、とりわけ女性の分娩のときに用いる人をあなたは知らないか」⁽⁶⁰⁾。このパターンは、文末に「女性の分娩のときに」という部分が付け加わったパターン1の変形と考えられる。出産時に産婆が魔術を行うという考え方は大陸の悪魔学書『魔女への鉄槌』に源を発し、悪魔主義化した魔女信仰のイングランドでの受容が見られる一節であり、パターン1とは区別すべきであろう。イングランドでは産婦人科の専門書であった『ローズ・ガーデン』(Rose Garden for Pregnant Women and Midwives) の巻頭にこの記述がある。同書はユーカリウス・レスリン(Eucharius Rösslin)のDer schwangern frauwen und Hebammen Rosengartenを1540年にリチャード・ジョーナス(Richard Jonas)が英訳したものであるが、豊富な図版を含み、17世紀半ばまで広く普及していた書である⁽⁶¹⁾。同書の普及とともに悪魔主義化した魔女信仰はヨーロッパ各地に拡大したと思われる。

パターン3：監督すべき周縁者を列挙するもの。「争いを好む人、すなわちキリスト教の愛と慈善の侵害を引き起こす人、礼拝式や一般祈祷の妨害者、常習的な中傷者、神の名前の不敬者、本王国で受け入れられた宗教の交代の噂を言いふらす人、私通者、姦通者、近親相姦的な人々、そのような淫らな人々の取りもちや受容者、未婚で子供をもち告解をし、会衆を満足させる前に去らせたり受け入れさせたりして女性を匿う人、あるいはそのような誤りで著しく疑われる人、妖術、呪術、魔術、祈祷、呪文、不法な祈祷、ラテン語での惡靈召喚を用いる人、その他常習的な酔っ払い、無頼漢、他の悪名高い放蕩者があなたの教区にいないか」⁽⁶²⁾。このパターンの場合、列挙される人々は教会が考える性的・道

⁽⁵⁹⁾ ‘Whether you knowe any that vse Charmes, Sorcery, Enchauntmentes, Witcheraft, sothesaiyng, or any other like craftes inuented by the deuill.’

⁽⁶⁰⁾ ‘Whether you knowe any that doe vse Charmes, Sorceries, Inchauntmentes, Inuocations, Circles, Witcheraftes, Soothsayng, or any like craftes or imaginacions inuented by the Deuill, and specially in the tyme of womens trauaile.’

⁽⁶¹⁾ 大陸の悪魔主義化した魔女信仰のイングランドへの伝播は、通説とされるエリザベス即位直後のエミグレの帰国ではなく、1530年代であると考えられる。この件については、拙稿「魔女から見る近世ヨーロッパ」『ヨーロッパ文化史研究』第9号、2008年、203-205頁。

⁽⁶²⁾ ‘Whether there be in your Parish, any contentious person, or that giueth occasion of the breach of Christian loue, and charitie, among you, disturbers of diuine seruice, and common prayer, common swearers, or blasphemers of the name of God, anye that bruteth abroade rumors of the alteration of religion receyued within this Realme, any Fornicators, Adulterers, Incestuous persons, Baudes or receyuers of such incontinent persons, or Harbourers of women with childe, which be vnmaried, conueyng or suffering them to go away before they doe anye penaunce, or make satisfaction to the

徳的境界にある人々であった。それゆえ、どのような属性の人々と一緒に1つの条項になっているかという点だけではなく、用語の連続の仕方や出現順序も重要である。この例文では、最初にキリスト教信仰を脅かす者から始まり、性的違反者を経た後、魔術の実行者、酔っ払い、無頼漢、放蕩者と続く。キリスト教信仰への脅威となる人々が最初に出現するのは、Visitation Articles が教会裁治権者によって作成されているためである。次の性的違反者も教会裁判所が強い関心をもっていた部分である。「妖術、呪術、魔術、祈祷、呪文、不法な祈祷、ラテン語での悪霊召喚を用いる人」というのは、おそらくこの時代の認識上の魔術カテゴリーを表わしており、ラテン語での悪霊召喚といった高等魔術はカトリック的なものと考えられていたのだろう。その一方で、パターン1や2に見られた「悪魔によって発明された」との文言はない。最後の三者、「酔っ払い、無頼漢、放蕩者」については、外見的に違反が判明する、物質的被害をしばしば伴うならず者、という意味で、魔術の実行者とは区別をして考える必要があるだろう。こういったことから判断すると、魔術の実行者は、信仰生活を脅かす者とならず者との間の微妙な位置にあり、教区の靈的な側面と物質的な側面の境界にあった。

パターン4：カトリックと一緒に言及されるもの。「あなたの教区に教皇主義者や国教忌避者、今確立された宗教を貶そうとする人、異端を主唱し、魔術、呪術、妖術やそのようなものを用いる人を知っているか。そして何らかの人が埋葬時にあるいはすべての聖人に対してさえ過度に鐘を用いないか、彼らの名前は何か」⁽⁶³⁾。このパターンではカトリックや国教忌避者の次に、異端の主唱者に引き続いて魔術の実行者が出現する。魔術の実行者とカトリックや異端との親近性を示している。

パターン5：魔女と明記するもの。「常習的な中傷者、酔っ払い、あるいは不敬者、聖職売買的な人々、高利貸し、魔女、操縦師、預言者、呪文者、私通者、姦通者、近親相姦的な人々、あるいは淫らな人を匿う人、あるいはそれらの犯罪のいずれかを強く疑われる人をあなたは知っているか」⁽⁶⁴⁾。このパターンでは中傷者、酔っ払い、不敬者、聖職売買者、高利貸しの後に魔女が出現する。魔術の種類にしたがって魔女の次に操縦師、預言者、呪文者と列挙する。その後、性的違反者が続く。酔っ払いが中傷者と不敬者の間に出現していることは、酔っ払って悪態をつく者をイメージしているのかもしれない。ここでは酔っ払いが物質的な被害を伴うという意識は見られない。高利貸しまでは代表的な宗教上の違

congregation, or any persons vehemently suspected of such faultes, any that vseth sorcery, Witchcrafte, Inchauntment, Incantations, Charmes, vnlawfull prayers, or inuocations in Latine, or otherwise, anye common Drunkardes, ribawdes, or other notorious euill lyvers.'

⁽⁶³⁾ 'whether you know any papists, or Recusants within your parish, any that goe about to deprave the religion now established, any that maintaine heresies, vse enchantments, witchcraft, sorcerie, or such like : and whether any vse excessiue ringing at burials, or on All Saints euen, and what be their names ?'

⁽⁶⁴⁾ 'whether doo you knowe any common swearer, drunkard, or blasphemer, any simoniacall person, vsurer, witch, coniurer, soothsayer, charmer, fornicatour, adulterer, incestuous person, or any that harboreth incontinent persons, or any vehemently suspected of any of those crimes.'

反であるし、性的違反者もそうである。つまり、このパターンでは魔女を含めてすべて宗教上の問題者であると考えているのだろう。

パターン6：治療行為者とするもの。「内科医や外科医がどちらかの大学出の医学博士でなく、ライセンスをもたずにあなたの教区にいるか。医術を行っているか。無知な人々が働くのをやめ内科医や外科医と公言しているか、人々を混乱させるのは誰か。何らかの人があなたの教区で人や家畜を呪文、まじない、呪術や何らかの他の不法な方法や手段で治療し癒しているか」⁽⁶⁵⁾。治療行為を魔術によって行うという考え方は伝統的なものであるが、医者の診察を受けることが非常に高価である時代においては、カニング・フォークが事実上唯一の村の医者であった。カニング・フォークと魔女は基本的に人物像として重なっており、少なくとも一定の魔女は村に有益なカニング・フォークであった⁽⁶⁶⁾。

表1を参照して気づくことは、第一に1547年から1641年までパターン1のものが安定して見られることである。このことはイングランドの3つの魔術禁止法（33 Hen. VIII, c.8, 5 Eliz., c.16, 1 Jas.I, c.12）が、原則として魔女を処罰する法律ではなく、魔術を用いた物的損害への処罰を規定した法律であり⁽⁶⁷⁾、一貫して魔術の実行を防止しようとしていたことと対応しているだろう。第二に魔術の実行者ではなく魔女と記述して質問する条項（パターン5）は、1599年以降に出現している。すなわち、1599年エクセタ主教ウイリアム・コットンのもの（No. 30）、1614年ソールズベリ主教ヘンリ・コットンのもの（No.36）、1616年ソールズベリ主教ロバート・アボットのもの（No.38）、1617年ピーターバラ主教トマス・ダヴのもの（No. 39）、1625年ロンドン主教区の大執事テオフィルス・エイルマーのもの（No. 42）、1631年ブリストル主教ロバート・ライトのもの（No. 44）の6つである。魔術の実行者ではなく魔女という用語で指示するということは、カニング・フォークといった魔女に類似した存在に地域医療を圧倒的に依存している状況で、この条項が対象とする人物が女性であり、魔女という言葉が伝えるイメージが明確であることが前提になるだろう。社会各層にカニング・フォークと魔女との相違の認識が定着してきたことを表していると考えることはできないか。第三にパターン2は1613年のレスタ大執事管区の大執事ロバート・ジョンソンのもの（No. 35）を除いて、他の12の該当する Visitation Articles は、すべて16世紀後半に出現している。最初に出現したのは1554年であり、その後1590年までに集中して出現するのは、『ローズ・ガーデン』の英訳本との関連を推測させる⁽⁶⁸⁾。

⁽⁶⁵⁾ ‘what physitian or chirurgeon is in your parish unlicenced and being not a doctor of physic in either of the universities, doth practice physic ? And what ignorant persons have left their trade and taken upon them to professe physic or chirurgery, and who be they that so abuse the people ? And do any in your parish take upon them to heale and cure men, or cattell, by charms, spels, witchcraft, or any other unlawfull ways or meanes ?’

⁽⁶⁶⁾ Alan Macfarlane, *Witchcraft in Tudor and Stuart England—a regional and comparative study—*, London, 1970, pp. 115-130 ; Emma Wilby, *Cunning Folk and Familiar Spirits, Shamanistic Visionary Traditions in Early Modern British Witchcraft and Magic*, Brighton, 2005, pp. 26-37.

⁽⁶⁷⁾ 拙稿「エリザベス治世期の魔術禁止法」『西洋史研究』新輯第17号、1988年参照。

⁽⁶⁸⁾ この件についての詳細は、「Visitation Articles における魔術」28-34頁参照。

第四に、カトリックとの関連で言及されるパターン4は1594年ピーターバラ主教リチャード・ハウランドの1例（No.26）のみで、カトリックとの関連で魔女を位置づけることは聖職者には少なく、世俗的な認識であった。第五に、治療行為者としてのパターン6は、1637年セント・アサフ主教のジョン・オーウェンの1例（No.47）のみしかなく、カニング・フォークに委ねられていた医療行為の実態を黙認したものであろう。第六に、周縁者を列挙するパターン3は1571年ロンドン主教エドウィン・サンズ（No.13）と、1600年チチェスター主教アンソニー・ワトソン（No.31）、1612年グロスター&ブリストル主教ジョージ・アボット（No.34）の3例である。Visitation Articlesのような実用性を追求する文書で、さまざまな周縁者を同一条項内で列挙することは、告発に当たる教区委員の混乱を招きかねず人気がなかったと考えられる。

表1には記載されていない現実の監察の結果を少しだけ見てみよう。1594年のバース&ウェルズ主教区の監察記録には8件の魔女・魔術関連の記録がある（表2）⁽⁶⁹⁾。この主教区はロンドンに次ぐクラスのブリストルを含んでいる。アグネス・ブロードレップは妖術使いと疑われたが、出廷し容疑を否定した。そのため、無罪の証明のために6人の出廷を求められたが果たせず、判決は延期された。同じように、アグネス・ペイカーの場合も無罪証明に失敗し悔悛を実行している。彼女の場合には、6月26日に6人の無罪証明を行うも認められず、8月2日に証明不足とされ、最終的に11月18日に悔悛を実行するに至っている。この間、実に5か月に及ぶ。また、ジョアン・ウィザーも無罪証明を求められ、7人が出廷し証言したが、裁判官は納得せず、2回の悔悛を求められた。彼女は母親であるアグネス・ウィザーが魔女と疑われていたために、母娘とも魔女の疑いが強くもたれたのである。このように魔術や魔女で疑われた者は無罪を証明する6人の人を出廷させ自らの潔白を主張したが、証明には至らない場合があった。それに対してアグネス・ボーラーの場合には4人の免責宣誓者で無罪が証明され、告発が棄却されている。マザー・オズマンドの時にも、6月28日に出廷して否定し、8月9日に6人が無罪を証明し、かつ3人の免責宣誓者を提出した結果、カノン法的に無罪が宣告された。これらの事例からは、魔女で疑われた者は免責宣誓者を法廷に出頭させ、無罪証明に成功することが一般的に見られたと考えられる。あるいは無罪を証明できなくても、悔悛を実行することで解決した。一方、ジョアン・ブラックボローの場合は被害者が死亡したため世俗の治安判事の手に委ねられた。この場合には、物理的損害が明白であり、教会裁判所から世俗の裁判所に報告が行われている。魔女であったことや魔術の実行は必ずしも致命的であったわけではなく、一般的に隣人たちの協力のもとで容疑者を共同体に再び迎え入れる努力がなされていた。彼らは他者ではなかったのである。その一方で、出廷しなかったエディス・ビショップは破門され、他者となった。

⁽⁶⁹⁾ D. Shorrocks (ed.), *Bishop Still's Visitation 1594 and The 'Smale Booke' of the Clerk of the Peace for Somerset 1593-5*, Somerset Record Society, vol. 84, 1998.

表2 1594年バース＆ウェルズ主教区の監察での魔術

教区	容疑者	容疑の内容	結果	備考	頁
Glastonbury St.John	Agnes Braudrepp	妖術使いと疑われた	判決延期	6月22日に出廷し否定。8月2日に6人が無罪を証明するために出廷せず、判決延期。1597年9月15日死亡	107
Baltonsborough	Agnes Wither	魔女と疑われた	不明		109
	Joan Wither	魔女と疑われた	悔悛の実施	アグネスの娘。6月22日に出廷し否定。8月2日に7人が無罪を証明するが、裁判官は無罪証明には不足と宣告し、2回にわたり完全な悔悛を課す	110
Glastonbury St.Benedict	Agnes Baller	呪術	棄却	6月26日に出廷し否定。8月2日無罪証明するために出廷せず、裁判官は無罪証明に不足と宣告し、4人の免責宣誓者を提出	113
Catcott	Agnes Baker	魔女と疑われた	新たな勧告まで棄却	6月26日6人が無罪を証明。8月2日無罪証明不足。1595年11月18日次の主任司祭で悔悛	114
East Wells	Mother Osmund	呪術で疑われた	棄却	6月28日出廷し否定。8月9日に6人が無罪を証明、3人の免責宣誓者を提出。カノン法的に無罪と裁判官が宣告	124
Portishead	Edith Bishopp	呪術で強く疑われた	破門	8月30日出廷せず	141
Priston	Joan Blackborough	魔女と疑われた	治安判事に報告	7月19日John Wyattが出廷し、彼女は年寄で足が悪く病気で出廷できないと申し立てる。PristonのWidow Launsdenに魔術をかけて死なせたと知らせる。裁判官は治安判事のBarnaby Samborneに報告し8月30日にその件で審議を勧告するも1597年10月3日?出廷せず。死亡	142

他方、1597年のノリッジ主教区の監察記録では14件の記録がある(表3)⁽⁷⁰⁾。ノリッジは、ブリストルと並んで、ロンドンに次ぐセカンドクラスの大都市である。エリザベス・クラークは魔女と考えられ、無免許で病気の治療をしていたことで告発された。同じようにマガレット・ニールも祈祷によって病気の治療を行い、治療を求めて多くの人が訪れたことが記されている。彼女の治療は主の祈りや身体の洗浄などであったが、呪術と魔術を行つ

⁽⁷⁰⁾ J.F. Williams (ed.), *Diocese of Norwich Bishop Redman's Visitation 1597*, Norfolk Record Society, vol. XVIII, 1946.

表3 1597年ノリッジ主教区の監察での魔術

教区	容疑者	結果	備考	頁
St.Andrew	Robert Hempinstall	出廷せず、破門	最悪かつ無知な仲間で手袋商。運勢を言い治療するふりをする。操靈式の疑いがある本の所有を疑われた	29
Halvergate	Ann Harcroft	出廷せず、破門	魔女と疑われた	40
Barney	Elizabeth Clerke	出廷せず、破門	今まで魔女として記され、無免許で病気を扱う	58
Burnham Norton	Isabel Stockdale	破門	魔女と疑われた	81
Attleborough	Richard Warden	延期	教区の彫刻師によって預言者で呪文者と疑われた	94
Thorpe-Next-Haddiscoe	Francis Copland の妻	出廷せず、破門	魔女と疑われた	110
Benacre	John Mosse の妻	出廷せず、破門	よく知られた噂と報告により強く魔女と疑われた	127
Dunwich,St.Peter	Margaret Finly	不明	強く魔女と疑われた	128
Aldeburgh	Margaret Neale	手に白い杖をもち、大文字で呪術と魔術と書かれた紙を胸の上でもち教会で悔悛するよう命じられた	祈祷によって病気を治療するふりをする。それゆえ近くからも遠くからも彼女に意図人が面会に来た。彼女は神への祈りと主の祈り、使徒信經や創案した他の祈りを用いた。これらの前によく体を洗つたと告白した	134
Framlingham cun Capella de Saxted	Nicholas Gilberte	死亡	彼が妖術を用い、それで魔女と強く疑われたというよく知られた声や噂、報告がある	139
Melton	Marian Ocleye	無罪	彼女はよく知られた報告で魔女とみなされている。彼女は治安判事等の前で疑いを晴らしたと言われた	139
Walton	Mary Cole	出廷せず、破門	ただれや潰瘍を清め祈祷を行ったが治療のために膏薬や軟膏を使わなかった	145
Offton with Bricett Parva	Ann Dixon	破門	魔女のところに通うというよく知られた噂で強く疑われた	149
St.Nicholas	Thomas Pemerton	不明	彼は預言者と強く疑われた。16シリングを騙し取った。自らを通達官とし、金を奪ったことを否定し運勢を言うふりをせず時々面白く話しただけと言った	157

たとして、白い杖を手にもち、呪術と魔術と大文字で書かれた紙を胸の位置でもち悔悛するよう命じられている。また、メアリ・コールも皮膚のただれの治療に祈祷や洗浄だけの治療しか行わなかったとして告発されているが、魔女と考えられていたかどうかははつきりしない。これらの治療は法律上は認められたものであった⁽⁷¹⁾。彼女らはおそらくカニング・フォークであり、多くの人が訪れたという記述から、村の有益な人物として生活していただろう。ロバート・ヘンピストールも運勢占いをし、治療を装ったことで告発された。リチャード・ウォーデンやトマス・ペマートンも預言者として疑われた。魔女と疑われたことで告発されたアン・ハーコロフトやフランシス・コップランドの妻は告発に応じず、出廷しなかったため、破門されている。魔女の疑いを治安判事の前で晴らしたマリアン・オクリーは教会で無罪となった。一方、アン・ディクソンは魔女のところに通う噂のために告発され破門された。ジョン・モースの妻やニコラス・ギルバートにも魔女の噂があり告発されているが、これらは噂というメディアで魔女が作り上げられていく実例を提供しているだろう。ノリッジの記録では、バース & ウエルズの例とは反対に、無罪証明の記述がなく⁽⁷²⁾、多くの容疑者が出廷せず破門になっていることが注目される。彼らは自ら望んで他者となった。

両方の記録はイングランドにおける魔女裁判の全盛時の記録である。これらの監察の結果から判断する限り、魔術の実行者や魔女の取り扱いには、イングランド全土で共通した基準があったわけではなく、その地域の判断で取り扱い方が決められていた。魔女とみなされるか否かは噂という日常的なメディアが一役買っていたと考えることができる。その際、教区や村における容疑者の有用性は当然考慮されたであろう。隣人に無罪証明を求めるのは魔女を他者として排除するためではなく、共同体に受け入れるある種の必要な手続き、手打ちであった。また、魔女の側も告発されたときに定まった対応方法はなかった。つまり魔女は、共同体の側からも魔女の側からも、他者との境界を行き来する周縁的な存在であった。

監察の告発を扱う教会裁判所は世俗の裁判所が犯罪者に対して行うような処刑や監禁、罰金を科すことはできなかった。魔術以外のものも含めて、ノリッジ主教区の僅か1年の記録には実に2,172件もの訴訟が存在した。教会裁判所の威光が17世紀以降急速に衰退するということが一般に指摘されるが、2000件を上回る訴訟を行っているという事実は、この通説を痛烈に批判するだろう。このように非常に多くの訴訟が行われているということは、教会裁判所の訴訟に教区の共同体が信頼を寄せている証左であり、またその判決に問題の矯正に向けての有効性を見ているからに他ならない。監察時に本来対象であった聖職者は別にして、俗人の場合、取り締まり対象になる人はよき信仰生活に戻すべき人であった。対話をし、説得し、贖罪させ、祈りを捧げさせることで、自らの共同体に復帰させる

⁽⁷¹⁾ 34&35 Hen. VIII, c.8 (1542年). 外科医でない者が外的治療を行いうる法律。

⁽⁷²⁾もちろん、魔女以外の場合にはある。

人物であった。この意味で監察で告発された人はまさに社会的周縁者であった。彼らは何らかの宗教的・道徳的規準からの逸脱者であったが、彼らは Visitation Articles で告発されても直ちに他者になったわけではなく、それにもかかわらず監察時に告発されることには、隣人関係を震撼させるには十分であり、それゆえ逆に教区委員が貴族を告発することは事実上できなかった。これは物理的な貴族の実力を恐れたためでもあるが、貴族は村そのものを所有し、社会的周縁者になり得なかつたためである。

4. 民衆的メディアにおける魔女の衰退

魔女狩り研究のなかで、17世紀後半の魔女狩り衰退期の魔女狩り反対論が、100年前の魔女狩り全盛期の反対論と実は大差がないという指摘がしばしばなされてきた⁽⁷³⁾。神学的な魔女論は識字率の低い社会で影響力が限られ、世論を形成し辛かった。そのため悪魔学論文の内容は100年間でさほど変化せず、このことが魔女狩りの衰退を説明する難点となってきた。しかし、16・17世紀イングランドの魔女の生活史を検討するためには、どうしても17世紀後半の魔女認識を検討しなければならない。

魔女事件を詳述する民衆的メディアのパンフレットから、アン・フーパー事件とアリス・ファウラー事件という2つの事件を取り上げたい。1670年代、1680年代にロンドン主教区の同じ St. Paul's Shadwell 教区（以下、シャドウェルとする）で起こった事件の記述である。この地域は広大な Stepney 教区の一部の小村（ハムレット）であったが、住民と住宅の顕著な増加により、1656年に新たに教会が建ち、その後1669年に教区が誕生した。人口増加の主たる原因是、ロンドンのシティで雇用される貧しい労働者用の住宅が建設されたことや港湾の発展、そしてユグノーの避難民の到来であった⁽⁷⁴⁾。教区誕生時の聖職禄は年120ポンドであった⁽⁷⁵⁾。シャドウェルはイースト・エンドのテームズ河畔にあり、水夫や港湾労働者などの海運業と造船業に従事する肉体労働者が圧倒的多数を占める貧困地域である⁽⁷⁶⁾。内陸部ではなく農耕に従事しないので、主たる収入源は賃金であった。比較的貧富の差が小さい社会層が住民の多くを占めていただろう。市壁の外にあるシャドウェル自体がロンドンにとって周縁と言えるかもしれない。この2つの事件はともに訴訟には至らず、にもかかわらずパンフレットで出版されていることも注目できる。シャドウェ

⁽⁷³⁾ たとえば、ブライアン・イーズリー著、市場泰男訳『魔女狩り対新哲学』平凡社、1986年、304-305頁。

⁽⁷⁴⁾ Norman G. Brett-James, *The Growth of Stuart London*, London, 1935, p.418.

⁽⁷⁵⁾ William Maitland, *The History of London, from its Foundation by the Romans, to the Present Time*, London, 1739, Vol. 2, p. 781.

⁽⁷⁶⁾ Brett-James, *The Growth of Stuart London*, p. 340; 酒田利夫「近世ロンドンにおける郊外—イースト・エンドとウェスト・エンド—」(イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房、1999年、第2章) 42-44頁; A.L. ベア・R・フィンレイ編著、川北稔訳『メトロポリス・ロンドンの成立—1500年から1700年まで—』三嶺書房、1992年、201頁。

ルの魔女認識にとっては、同一地域・教区で、なおかつ10年間という短い期間で発生した事件であることは大きな意味をもっていると考えることができるだろう。魔女事件のパンフレットという印刷物は、しばしば挿絵を含み、読み聞かせによって悪魔学論文よりも一般大衆に強い影響力をもったと思われる。一般にパンフレットは安価であり、その「破壊力」も見過ごすことができないだろう⁽⁷⁷⁾。ここでは悪魔学文献ではなく一般大衆を対象にしたパンフレットを手がかりに、17世紀末の状況を考えてみたい。

(1) アン・フーパー事件

一つ目は、*A Strange and Wonderful Relation from Shadwell or The Devil Visible*, London, 1674 (Reel 88, Item No.935⁽⁷⁸⁾) である。物語の概略は以下の通り。

シャドウェルに生まれ育った Anne Hooper は、善き両親のもとに生まれた女性であった。彼女は遺産の相続分として 300 ポンドを手にした。数年後、評判の良い船乗りの Moon という男と結婚した。彼女の結婚は幸せが約束され、人生の残りに快適な暮らしを保証すると思われた。しかし、真実自体がわれわれに語るように、人生はいつも速やかではなく、人間の見込みと運命の不可思議な判決との間には、大きな差があることを経験が毎日教えてくれる。というのはこれらの有利な点にもかかわらず、彼らのどちらかに適切に課すべき誤りというよりは、不幸な偶然の重なりによって、彼らの財産は徐々に完全に使い尽くされ、いまや困窮の瀬戸際にまで減少した。自分と彼女が生んだ数人の幼い子供のパンを十分に得られず、痩せ衰えて半ば飢餓状態になり、また長い航海に出て不在であった夫からは当分助けてもらえないと考え、メランコリーの悲嘆に深く沈んだ。彼女は絶望の淵にあったと思われる。彼女はひとりではなかったが、精気のない頬は塩辛い涙の海であふれ、激しい不満をもって彼女の不幸を嘆き悲しんだ。

この前の7月3日に彼女はほとほと困りはて、どうしたらいいかわからない茫然自失の状態にあった。メランコリーに苦しめられ悩まされた人々にはよく見られるように、彼女は部屋に引きこもり、無気力に彼女の状況を嘆いた。あふれる陽の光のなかで、このいつも多忙な誘惑者サタンは彼女のところに現われた。彼女は、プライバシーに侵入しまさにそばに立っている男を見て少なからず驚いた。しかしもっと驚いたの

⁽⁷⁷⁾ Peter Burke, *Popular Culture in Early Modern Europe*, Surrey, 2009³, p. 108 (中村賢二郎・谷泰訳『ヨーロッパの民衆文化』人文書院、1988年、97頁) では、ラブレーがチャップ・ブックの 'subversive possibilities' 「破壊力」に十分気が付いていたとされている。また、宗教改革史研究において大衆的な情報媒体が最重要であるとの認識は、広く見られる（蝶野立彦『十六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制—神学者たちの言論活動と皇帝・諸侯・都市—』彩流社、2014年、44-55頁）。

⁽⁷⁸⁾ 本科学研究費補助金で購入したマイクロフィルム「ヨーロッパ・アメリカ魔女文献コレクション」*Witchcraft in Europe and America*, 104 Reels, PSM/Gale (太成学院大学所蔵) に収録されたもの。

は、右手にむき出しのナイフを握り、左手にお金でいっぱいの財布を彼女がもつていることであった。出現した人物が彼女に話しかけたとき、彼女は叫ばんとした。

彼はスムースな言葉で話し、小さいが金切声のほのめかすような声で次のように言った、「私はあなたの困窮と苦悩をよく知っています。それらを和らげるために同情してここにやってきました。もしあなたが私の忠告に耳を傾けなかつたら、いまより十倍悲惨になるでしょう。というのはあなたの夫は死に、彼らからの援助は期待できないからです。」彼女は子供たちに弁解の余地のない責任をもつていて、子供たちの数を減らすまで決して幸せにならない。そのとき、同じ部屋でベッドに無邪気に寝ている最年少の子供は現在の悲惨さに加えて、経験するに違いない遙かに深刻な不幸を受けるために生まれてきた。それゆえ、彼女は苦痛から子供を殺し、彼女自身の責任から楽になるべきである。決して他人には知られないことを彼は保証し、財布のなかの、ときにはもっと多くのお金を与えよう。決して困窮しないし、教唆した〔子殺しのための〕ナイフを提供した。

貧しい女は驚いて、この恐ろしい残酷な提案に心底腹を立て、いくつかの他の徵候は、彼女にこのような残酷な不敬を忠告しうるのは悪魔以外にはあり得ないと結論し、このような忌まわしい行動を敬虔な熱情をもって強く嫌悪し始め、主の名前を呼び、階段を走り降りて、ドアのところで隣人の誰かに会う通りに出て、驚異的な激しさで自分を守るために神に祈りを懇願した。

彼女が降りてきた直後、二人の隣人は、黒い衣服を着た長身の男が通りに降りて出てくるのを見た。その男は人間のようではなく影のように滑ってくるのが見えた。そして少し離れたところで消え失せた。彼らは消えたところを指し示したが、女も他の人も見えなかった。

幾人かの聖職者と他の真面目な人々 (Several Divines and other sober persons) はそれ以来彼女とともにいた。彼女はこの物語が真実であると認めている。後にこれらの他の二人はいかなる裁判の尋問者をも満足させようと、いまや証明する準備ができていた。その女は靈にいまだ悩まされ続けたので、全能なる神の恩寵を求めてすべての善きキリスト教徒の祈りを願った。この重大で恐ろしい試練において、それ以後あらゆるときに、彼女が誘惑者の狡猾さに抵抗することができるよう。

(2) アリス・ファウラー事件

二つ目は、*Strange News from Shadwell, being a true and just Relation of the death of Alice Fowler, London, 1684 (Wing, No. S5903)* である。物語の概略は以下の通り。

Whapping 近くの King-street において、Alice Fowler という未亡人が最近住んでいた。Whapping はシャドウェル教区と Whapping 教区にまたがっているところである。彼

女は約80歳であり、いつも悪意のある意地の悪い女であった。何年もの間魔女という噂があった。彼女はいつもぶつぶつと独り言をつぶやいていたのが目撃され、自分自身に語っていた。彼女がかつて使い魔と会話しているとしばしば言っていた者がいる。この種の人々はビスケットを売春宿（Baudy houses）に売って生計を立てるのが見られるように、いつも貧しかった。そこは彼女がいつも飲み物を得ていたところであった。彼女はとても堕落し淫らな女で、この卑しい生活のために隣人たちから軽蔑され馬鹿にされていた。ちょっとした変化としては、高齢の彼女が最近船乗りの未亡人になったために、Trinity House の慈善の援助を受けるようになったことである。いつも困窮し、彼女を知る人と喧嘩ばかりしていたので、貧乏で惨めな生活を大いに骨折って送っていた。

20年ほど前彼女は少女の世話をしていた。少女はいつも彼女が魔女であると言っていた。大人になってからも、アリスが死ぬまで、彼女を恐れていた。少女の若いときのアリスのいくつかのトリックを恐れて、それ以後彼女に大きな恐怖を抱いていたからである。

16年ほど前、アリスの息子のWalter Fowlerはバルバドスに送られた。彼はいつも母親が彼や他の人に魔術をかけた魔女である言っていた。彼女のいくつかの奇妙な行為を述べ、母親がかくかくしかじかの悪事をするように彼を唆したと他人に話していた。他の人が何も見えないので彼女がいると主張していた。彼がバルバドス島で妻殺しと家の破壊で絞首刑になる9年ほど前まで、彼に魔術をかけたといつも言っていた。

6週間ほど前、彼女は前述したキング・ストリートでかなり長い間病気で寝ていた。彼女は家具付きのみすぼらしい部屋にいて、貧しい隣人が彼女の世話をしていた。彼女にお使いを頼まれて、ドアに鍵をかけて外出し、キーをもって出かけた。ベッドにいる病気のアリスを除いて誰も部屋に残さなかった。帰宅すると前述のアリスが仰向けに床の上で土のように裸で死亡し冷たくなっていた。彼女の大きな足が結び合わされ、彼女に毛布がかけてあった。これを見て貧しい女は驚愕し、隣人たちを呼びに行つた。彼らは皆、横たわっている死体を見て大いに驚いた。どのように彼女が部屋に残されたか説明した。死体を動かしたとき、強烈な悪臭がし、その部屋に留まることができなかつた。

隣人のいく人かは死体を調べようとしたがった。彼らのすべては死体の秘密の場所に5つの乳首、すなわち4つの小さな乳首と1つの大きな乳首、があることを発見したと断言した。それらはすべて石炭のように黒かった。

生前彼女の悪い噂もあって、隣人たちはすべて彼女の埋葬に付き添うことを拒否した。その結果、翌日教会の棺に入れられ、運び人によって聖ポール・シャドウェル教会の敷地に付き添いなしで埋葬された。生前と同じく彼女はほとんど愛されなかつた。繰り返して言うように死体に付き添いを申し出る者はおらず、埋葬時にすべての人に

よって馬鹿にされ軽蔑された。

誰かがこのことをさらに調べようと思うなら、前述したキング・ストリートの住人に真実であるとよく知られているので、[彼女が住んでいた] 場所には誰もいないが、すべての物語を確認し正しいとすることができる。女が死んでからまだ6週間もたたないので、そのできごとは清新しくまだ忘れ去られるのは不可能である。隣人たちのなかで生前前述のアリス・ファウラーをよく知っている者から、事件について調べに行つた信頼できる人々によって私が知らされたように。そして、奇妙さのために出版するのが適當と考えたこの物語を聞いた。

(3) 2つの事件の注目点

アン・フーパーは船乗りの夫をもつ子持ちの既婚女性であるが、悪魔が登場する事件の前に、近隣の人々とどのような関係にあるかの記述は見られない。彼女が隣人たちのなかでどのように受容されていたかは著者の関心の対象外であったと考えられる。困窮状態にあったことを考慮すると、生活支援を得られる隣人の不在は彼女にとって非常に大きな問題であつただろう。その一方で、事件後隣人たちとともに彼女が精神的に支えられている状況が描写される。彼女を取り巻く社会関係は経済的な問題の解決には至らないが、精神的な側面では解決に向けた取り組みがなされている。

アン・フーパー事件に登場する悪魔は、子供殺しの誘惑者として貧困に苦しむ女性の前に現れた。誘惑を受けたアン・フーパーは神に祈りを捧げ、誘惑に対抗できることを願つた。アン・フーパーは「ほとほと困りはて、どうしたらいいかわからない茫然自失」の状態にあった。それゆえ、悪魔からの誘いを受けた時に、子殺しの魔女になったとしてもまったく不思議でない人物であった。むしろ、魔女にならなかったのが不思議であった。当時のイングランドでは、困窮から逃れるために神に祈る女性ばかりではなかつたことは明らかである。イングランドでの魔術事件の基本的パターンの1つは、隣人との物品をめぐる争いの後に発生した隣人の不幸の原因が魔女の呪術の所為にされるというものであったが⁽⁷⁹⁾、ここでのパンフレットの記述は隣人間のいさかいにまったく言及しない。「主の名前を呼び、階段を走り降りて、ドアのところで隣人の誰かに会う通りに出て、驚異的な激しさで自分を守るために神に祈りを懇願した」という部分は、また「すべてのキリスト教徒の祈りを懇願した」というのは、むしろ隣人からの援助を強く期待していると感じさせ、アン・フーパーの良好な社会的関係を伝えている。シャドウェルが海運業や造船業に従事

⁽⁷⁹⁾ 魔女に関する物質的側面は概ね2つの点で検討される必要がある。1つは、ベーリンガーが主張するこの時代の気候変動による食糧不足の側面である。天候魔術であり、ウルリヒ・モリトルやハンス・バルドウングの図像に示されているが、イングランドに関する限り天候魔術が問題になったことはほとんどない。もう1つの側面は、第1の側面と関係しうるが、病気である。ヨーロッパはペストだけでなく、腸チフス、天然痘、結核、イギリス発汗熱病など複数の流行病にさらされた。これらについては、フェルナン・ブローデル著、村上光彦訳『物質文明・経済・資本主義 15-18世紀』I-1 日常性の構造 1、みすず書房、1985年。

する人が多く、同じ職業に従事する仲間意識が強い地域であったという事情はあるかもしれない。また、幾人かの聖職者と真面目な人々と一致団結して誘惑者に対抗するというのは、日常生活において教会の枠組みで個人が扶助されるという現実を示している。つまり、教会のもつ権威が個人の生活を規定していくという部分が表れている。彼女はキリスト教信仰に守られている人物として強く印象づけられている。ここには悪魔の訪問を受けるという点で、彼女は模範的キリスト教徒ではあり得ず、周縁者であったが、道徳的規準から完全に離脱した他者の姿は微塵もない。

また、悪魔の登場は依然として悪魔が社会的に既知のキャラクターであり、この物語を構成する上で欠かすことができない登場人物であることも示している。権威的メディアである悪魔学論文の内容が民衆的メディアのパンフレットに現れている。悪魔の言葉が「スムースな言葉で話し、小さいが金切声のほのめかすような声で（‘spoke in smooth language, and a low but shrill Insinuating voice’）」と書かれているが、悪魔は靈的な存在であり、スコラ学的には身体をもたず、曖昧な音で話すのが通例であった。たとえば、1566年のパンフレットには「奇妙な虚ろな声（‘a straunge holowe voice’）」と書かれている⁽⁸⁰⁾。また、1486年の悪魔学の『魔女への鉄槌』でも「悪魔は肺や舌を欠いているので、真実かつ固有には話すことはできないが、身体の状態にしたがってあたかも歯や唇のように、巧みに話をすることができる。というのは悪魔は精神の意味を発音しようと欲するとき、声ではなくある声に類似した音によって意味する」⁽⁸¹⁾と記述されている。このパンフレットに見られる話し方の記述は作者が一定の悪魔学上の知識があったことを示している。

アリス・ファウラーは魔女と広く知られ、貧しく、生活はギリギリであったと思われる。頻繁に喧嘩をしていたことから、彼女の社会関係はそれなりに張り巡らされていたものと考えられるが、口が悪い彼女とのトラブルの具体的記述は見られない。他方、20年前の記述に加えて、16年前の彼女の息子に関する記述があり、彼女がこの地域でいかなる暮らしぶりであったかを伝えようとしている。つまり彼女はこの地域にアン・フーパー事件の時も確実に居住していたことになる。過去に遡って記述するというスタイルは、パンフレットにしばしば見られるものであるが⁽⁸²⁾、それを可能にするのは事前の取材である。つまり取材を行うことによって、地域の人々に過去の記憶を喚起させる効果があったと考えられる。彼女が広く人々に受容されていたか否かはわからないが、少なくとも隣人として

⁽⁸⁰⁾ *The Examination and Confession of certaine Wytches at Chensforde in the Countie of Essex, before the Quenes maiesties Judge, the xxvi daye of July, anno 1566* (STC No. 19869.5). このパンフレットの詳細については、拙稿「魔女とともに生きる」214-228頁参照。

⁽⁸¹⁾ Heinrich Institoris and Jacob Sprenger, *Malleus Maleficarum* 『魔女への鉄槌』第2部第4章。この部分はアリストテレスの理解に基づき書かれている。声は「意味表示機能をもつある音」であり、魂をもつものだけが発する音の一種である。魂の働きによって吸い込まれた空気を器官に打ち付けることで声が出る（中畠正志訳『魂について』西洋古典叢書、京都大学学術出版会、2001年、103-105頁）。

⁽⁸²⁾ 先のパンフレット *The Examination and Confession of certaine Wytches at Chensforde in the Countie of Essex* には、十数年前の Andrew Byles との生活に関する記述と事件が登場する。

の存在を認められていたと言えるだろう。

アリス・ファウラー事件についても、彼女が少女を怖がらせたとか幽霊で現れたというだけで、現実に引き起こした物的被害については述べられていない。あくまで精神的な被害の側面にとどまっている。このことも一般的な魔女のパターンとの確かな距離を感じさせる。魔女狩り時に魔女が恐れられたのは、少なくともイングランドに関する限り、魔女であること自体が罪であるといった神学上の魔女の邪悪さではなく、また精神的被害ではなく、人の病気や死、家畜の死亡といった物質的被害であった。多くの場合、魔女との口論の後に降りかかった、人間や家畜の病気や死が魔女の呪いの所為とされたのである。つまり、日常生活を営めない状況に陥らせる魔女の物理的実効力こそが恐怖の源であった。しかし、アリス・ファウラーの事件にはその実効力は前面には出てこない。魔女は格段に解毒化されている。このことは病気のアリス・ファウラーに対する看護でも明らかである。彼女は長年魔女と考えられてきた。施錠して出かけた隣人の帰宅時に「仰向けに床の上で土のように裸で死亡し冷たくなっていた。彼女の大きな足が結び合わされ、彼女に毛布がかけてあった」というのは、理屈の上ではあり得ず、暗黙裡に悪魔が彼女のもとを訪れたことを示している。この事件の中心は魔女ではなく悪魔である。アリス・ファウラー事件は10年前のアン・フーパー事件を下敷きに、その延長線上で考えられていたと言えるだろう。人口急増地域ゆえ、おそらく何世代にもわたる家系の継承がない新興の教区において、年月がたっても、以前の事件が色濃く残る実例である。アン・フーパー事件を経験して、アリス・ファウラー時にも間違いなくシャドウェルに悪魔は存在した。彼女は魔女と考えられていたにもかかわらず、隣人の看護を受け続けていた。問題なのは悪魔であり、アリス・ファウラーではなかったためとも考えられる。また、埋葬時に付き添うものはいなかつたと書かれており、彼女が周縁者であったことは明らかであるが、彼女は教会の敷地に埋葬されており、彼女が決して隣人たちにとって他者ではなかったことを明らかにしている。というのは国教会が国教会信者ではないカトリックに対する埋葬をしばしば拒否してきたからである⁽⁸³⁾。その一方で、死体を動かしたときに悪臭がしたことは、悪魔が悪臭を発するという権威的メディアたる悪魔学の影響を示したものであつただろう⁽⁸⁴⁾。

この2つの事件は、前述したように、同じ教区でわずか10年間のうちに発生したものであった。魔女や悪魔が世代間で受け継がれる物語として、どの程度住民一般に実感されていたかはわからない。シャドウェルのような人口急増地域では、それらは農村部より控えめであったという推測は成り立つかもしれない。とはいえシャドウェルは悪魔が身近な存在として現前するという共通の経験を有し、また地域全体が貧困地域であり生活苦が付

⁽⁸³⁾ この件については、拙稿「エリザベス時代におけるレキューザンツ（Recusants）の形成と変容」（高田実・鶴島博和編『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社、2005年所収）191-192頁参照。

⁽⁸⁴⁾ たとえば、ロバート・ミュシャンプレッド著、石井洋二郎訳『近代人の誕生』筑摩書房、1992年、44-45頁を見よ。

きまとう日常であった。にもかかわらず、2つの物語は魔女の物理的力については脅威にならないという状況を記述していた。魔女は嫌われ者であったが、孤立無援の他者ではなかった。現状では、これが都市的な環境によってもたらされた状況であったか否かを判断することはできないが、十分に注意する必要はあるだろう。

以上のことから、この2つの事件には周縁者であるが他者ではない⁽⁸⁵⁾魔女像が描かれていると考えていいだろう。このパンフレットに見られた記述は、当時の一般的な魔女認識が、16世紀後半や17世紀前半のイングランドにおける魔女狩り最盛期の認識とは全く相違しているように見えるのである。

5. おわりに

以上のことがらに魔女の生活史と合わせて見通しを与えると概ね次のようになるだろう。イングランドでは、当初魔女が産婆であるという大陸の魔女信仰により魔女が言及され始め、1542年に初めての魔術禁止法が制定された。同時にカニング・フォークによる民間療法の一部が合法化されるなど、諸々の魔術の実行者への関心が高まっていった。そしてエリザベス時代の1563年の魔術禁止法で魔術を用いて行う物的損害を制定法上の犯罪と位置づけ魔術の取り締まりに乗り出した。イングランドでは16世紀末に魔女裁判が全盛となった。ジェームズ1世はスコットランド国王時代の1597年に『悪魔学』を著し、魔女に意識の高い国王であった。こういった経緯がVisitation Articlesに反映した。Visitation Articlesを運用する単位であった教区はVisitation Articlesにおける関連条項に、時代とともに魔術の実行者をますます魔女と称する条項を見る傾向にあった。魔女はまさにレイベリング過程によって生み出された存在である。これは魔女というラベルが貼り付けられていくものの、魔術の実行者という記述が消え失せるわけではないという点で、レイベリングの過渡期と見るべきである。社会における周縁者を視覚化する装置としてVisitation Articlesは機能していた。監察で魔術や魔女は告発されたが、必ずしも厳罰に処されたわ

(85) イングランドでは教会の単位である教区を行政単位と位置づけていく国制上的一大変化が起こった。たとえば、教会が行っていた貧民救済は、1536年・39年の修道院解散後、教区の責任となった。働くことができるのに拒否する浮浪者には1547年以降‘V’の焼印を押し2年間の奴隸と宣告する。1563年の救貧法(5 Eliz., c.3)は教区民から救貧のための施しを集めることを定め、「まさに貧困にあり病気の者、弱った者、身体に障害のある者」が救済されるのに対し、「怠惰で遊んで暮らす者、頑丈な乞食を放逐するように」と区別している(G.W. Prothero (ed.), *Select Statutes and Other Constitutional Documents Illustrative of the Reigns of Elizabeth and James I*, Oxford, 1913, pp. 41-42)。1572年には教区ごとに貧民監督官(Overseer of the Poor)を選ぶことを決めた(14 Eliz., c.5, An Act for the punishment of vagabonds, and for relief of the poor and impotent)。1598年の救貧法(39&40 Eliz., c.3)は貧民を3つのカテゴリーに、すなわち労働可能な貧民、労働不能な貧民、怠業者に区別した。教区委員と貧民監督官は救貧税を徴収したが、労働不能な貧民とは、「身体に障害のある者、病気の者、老人、盲人、極貧で労働できない者」('the lame, impotent, old, blind and such other among them being poor and not able to work')であった(Ibid., pp. 96-100)。これらの者は救貧の対象であり、周縁者ではあるが他者ではなかった。

けではない。周縁者を明示し、悔悛した者は再び教会に受け入れるという教区のキリスト教共同体の実質化を表していた。

17世紀半ばには裁判件数は徐々に減少し、収束していった。検討したパンフレットに見られる解毒化した魔女認識は、シャドウェルの悪魔がいる社会では明らかに魔女狩り全盛期とは異なっていた。魔女の脅威は着実に威力を失いつつあった。まさに魔女の物質的側面での弱体化があった。魔女は村のなかで長年にわたり生存し、村人と共生していたために、強力な魔女との対決は何としても回避したいものであったが、魔女であること自体は犯罪ではなく、魔女への恐怖の絶頂は魔女からの物質的報復であった。魔女の解毒化は教区の生態系のなかで、17世紀末には明瞭に表れ、おそらく多くの場合、魔女のソシアビリティの解体に先行して行われる。民衆的メディアである魔女事件のパンフレットは、魔女認識をわれわれに生き生きと伝えるとともに、魔女の生活史に影響していった。イングランドでは魔女の最後の処刑は1684年、最後の有罪判決が1712年だったのである。

魔女とメディアは、魔女研究に対して、魔女狩り衰退論への展望を含んでいると言える。魔女狩りの衰退の原因は、実験と観察を聖書の記述や神学に優先するという科学的思考の広がりと懐疑主義に求めるのが通例である。この場合、議論の中心は神学者や悪魔学者、裁判官などのエリートたちの世界にあり、一般民衆での心性の変化はない。本研究で提示した魔女の解毒化がこれらと関係していることは疑い得ないが、筆者の言う解毒化は一般民衆の世界での魔女の物理的力の解毒化であり、精神的な側面たる恐怖の解毒化ではない。後者は現代社会においてもある意味存続しているからである。前者の解毒化は、本論で示したように、1680年前後に、権威的メディアの影響下であるのにかかわらず、はっきりと姿を現すと考えるが、それがどのようにイングランドで進展していったのかの見取り図を本論で展開することはできなかった。解毒化の端緒が何であったのか、また解毒化しない魔女の理念型がいかなるものであったのか、その形成がいかなる経緯であったのかは問わなければならないだろう。識字率の向上や印刷物の増加というメディア的一大変化が、革命を経たイングランドの政治的・宗教的状況の変化のなかで魔女の位置づけとどのように関連付けて理解できるのか、これらを明らかにすることが強く求められているのである。

先秦都城の門朝・城郭構造（二）

—既存文献伝承にみえるその平面配置プラン—

谷 口 満

序

本稿は表題のとおり、先秦都城の平面構造を、もっぱら既存文献資料にたよって、とくに門・朝と内城・外郭の配置情況を対象として復原しようとするものであるが、考察に先立つてどうしてもことわっておかねばならないことがある。

三十五年ほども前、「春秋時代の都市——城・郭問題探討——」と題した小論を『東洋史研究』四六巻四号に掲載させていただく機会があつた。その内容は、春秋時代の列国都城は原則として、内外二つの城壁をもつ内城外郭式構造をもつておいたことを、もっぱら『春秋左氏伝』の記事によつて明らかにしようとしたものであるが、紙幅の大半を割いてなんとか関連記事を羅列してみたものの、何か物足りない感じがして、末尾に「釋國」と題した小節を設け、「國」は本来内城部分のみを指し、外郭の部分は含まなかつたのではなかろうか、という年来の腹案を思い切つて付け足すこととした。（以下、引用文における「國」はそのまま「國」と表

記し、本稿の叙述においては「國」と表記する）。

その際、よるべき唯一の資料として掲げたのが次の一文である。
 宋人取邾田。邾人告於鄭曰、請君釋憾於宋、敝邑為道。鄭人以王師会之、伐宋、入其郛、以報東門之役。宋人使来告命。公聞其入郛也、將救之、問於使者曰、師何及。對曰、未及國。公怒、乃止。辭使者曰、君命寡人同恤社稷之難。今問使者、曰師未及國。非寡人之所敢知也（『春秋左氏傳』隱公五年）。
 『春秋左氏傳』では、郭は一般に「郛」という文字で表記されている。

この一文の意味は次のようなものであるはずである。

宋が邾の農地を奪うという事件が起つた。そこで邾は鄭に「宋への憾みをはらしていただけるなら、道案内は引き受けます」とたきつけた。そこで鄭は王室の軍隊を発動して邾の軍隊と会合し、進んで宋を伐ち、「その郛に入り、二年前に宋をはじめとする列国軍に「鄭国都城の東門を囲まれた」戦役の仇をかえした。宋は同盟国である魯に使者を遣わして援軍を要請した。魯の隱公は、鄭の軍隊が宋国都城の「郛」に入つ

た。ことをすでに聞いており、もとより軍隊を出動させて宋を救うつもりでいたが、念のため宋の使者に「敵軍はどこまで及んで及んでいるか?」と訊ねたところ、使者は「まだ国には及んでおりません」と返答した。すると隠公は怒って、救援軍の出動を中止してしまい、使者にことわって、「宋君は私に、社稷（国家）に危機が生じた際には、お互に助け合おうと約束されたが、今使者に訊ねたところ、敵軍は『まだ国には及んでいない』とのこと。それであれば（まだ社稷の危機という段階ではありませんから）、こちらのあざかり知らぬところです」といった。

これ以外の読解はないと思うが、要するにその主旨は

- 一、鄭の軍隊は宋国都城の『郛に入つた』。
- 二、魯の隱公はそのことを聞いており、もとより救援軍を出動させるつもりであった。
- 三、魯の隱公の『敵軍はどこまで及んでいるか?』という問い合わせて、宋の使者はなぜか事実をいつわって、『まだ国に及んでおりません』と応えてしまつた。
- 四、それを聞いた魯の隱公は怒つて、救援軍の出動を中止してしまつたが、その理由は『敵軍がまだ国に及んでいない状態は、互いが助け合うべき社稷の危機（社稷の難）』という段階ではない』というものであつた。

の四点につきるであろう。鄭軍が宋国都城の『郛に入つた（入郛）』という事実を前提にしているのであるから、『敵軍はどこまで入つたか（師何入）?』と訊ね、それに対し事実をいつわって、『まだ國に及べり（及國）』という現実を、一つ前の段階である『まだ郭にすら入つていなし（未入郛）』『『まだ國には及んで

だ郭に入つております（未入郭）』と応えたと記していれば、難解でもなんでもないのであるが、なぜか『敵軍はどこまで及んでいるか（師何及）?』と訊ね、それに対し事実をいつわつて『まだ國に及んでおりません（未及國）』と、『入』という動詞を『及』という動詞に変えて記しているところに難解さが生じてしまつてゐるのである。

しかし、『入』はあるラインを越えてラインの内側に入った状態を指し、『及』はあるラインの至近に到着したが、まだそのラインを越えていない状態を指すという、字義上の違い、いいかえれば『及ぶ（及）』は『入る（入）』の一つ前の段階を示しているという常識的な字義上の違いを前にすれば、解釈はむしろ单纯であると思う。すなわち、

『郛に入る（入郭）』をいつわるとすれば、当然『『まだ郭に入らず（未入郭）』であるが、それを『『まだ國に及ばず（未及國）』』という表現に変えて応えたのであるから、『『まだ郭に入らず（未入郭）』』と『『まだ國に及ばず（未及國）』』は同じ情況を指している。逆にいえば、否定詞『『まだ（未）』』をとつた『郛に入る（入郭）』と『國に及ぶ（及國）』は同じ情況を指すことになり、したがつて、もし宋の使者が『郭に入る（入郭）』という事実をそのまま応えていれば、それは当然『『國に及べり（及國）』』となつたはずある。つまり、宋の使者は、敵軍がすでに『郛に入った（入郛）』すでに『國に及んだ（及國）』という現実を、一つ前の段階である『まだ郭にすら入つていなし（未入郛）』『『まだ國には及んで

はない（未及國）といつわったわけである。

未入郭→入郭

未及国→及国→入国

こうして考えてくると、『国に及ぶ（及國）』とは、『郭に入つて（入郭）』、『国の一歩手前にまで到達した段階であるが、しかし次の『国に入る（入國）』』という段階にはまだ至つていないう情況を指していることにならざるをえず、それはその到達した場所は『国』の範囲ではなかつたこと、つまり『郭』の範囲は『国』の範囲ではなかつたことを示していなければならぬ。もし『郭』の範囲が『国』の範囲に含まれていたならば、郭への侵入は当然『国』に入る（入國）と記されたであろう。郭への侵入からさらに進んで、その内側のラインを突破して内部に侵入して、はじめて『国』に入る（入國）』という次の段階に至るのである。その郭の内側のラインとはもちろん内城を囲む内城壁なはずであり、ここに、『国』は、本来郭の部分、つまり外郭部分を含まず、その内側の内城部分のみを指しているという字義上の解釈にいきつくなのである。

宋の使者は、入郭（入郭）という現実をその一つ前段階の未入郭（未及國）といつわつたのであるが、『未入郭』の『入』を『及』を使って表現すれば、それは『及郭』なのであり、敵軍が郭（外郭）の外側へ到達しているといつわつたことになる。このいつわつた情況であつても、都城の外郭すぐ近くにまで敵軍が到達しているのであるから、かなりの重大事態であるとは思うが、実のところその情況は春秋時代の都城攻防戦にしばしば見られる、敵軍による一種の示威行動であることが多く、魯の隱公の認識では、そ

れは社稷の危機という段階ではなかつたのである。これに対しても郭（外郭）に侵入されたという、宋国都城で実際に起こっている情況は、その内側の内城壁が突破されて、内城内の宮殿・宗廟・社稷が制圧される事態が間近に迫つてゐる情況であり、まさしく社稷の危機であつた。

魯の隱公は、おそらくその重大な危機を隠さず認めるよう、宋の使者にせまつたのであらうが、その際に使者に要求した回答が『入郭』ではなく『及國』であつたといふのは、どういうことであらうか。『入郭』という事實をすでに知つていたと記されてゐる以上、要求する回答は『入郭』で何も問題はないはずなのに、『師何入』ではなくわざわざ『師何及』と問いただし、『及國』という回答を引き出そうとしたのは、なぜであらうか。その理由は『入』と『及』の違いにあるのではなく、『郭』と『國』の違いにあるのではなかろうか。郭（外郭）が周囲の付属区域であるのに対し、内城（内城）は宮殿・宗廟・社稷の存在する都城の根幹部分であり、敵軍の外郭侵入という同一の情況を表示する場合にあつても、『入郭』という表現よりも『及國』という表現のほうが、屈辱感・衝撃感・不面目感において各段に強いものがあつたであらう。しかも、及國の次には入國があり、そして最終的には滅国があるのであるから、現実問題としても『及國』はただならぬ表現であつたはずである。魯の隱公は、宋に最大限の屈辱感・衝撃感・不面目感を与えるとして、わざわざ『及國』という回答を引き出ださうとしたのにちがいない。それはある意味、一種の『嫌がらせ』であるといつてよい。宋の使者にしてみれば、公室が存亡の危機

に瀕していること自体がそもそも大きな屈辱・衝撃・不面目であるし、さらに異姓の魯に腰を低くして救援軍を請わねばならないのも大きな屈辱・衝撃・不面目であつたはずであるから、その上、隱公からこのような仕打ちを受けては、もはや我慢の限界というものである。だからこそ彼は隱公の聞いただしに対して『及國』という事實を答えることができずに、我慢しきれず一瞬、『未』をつけて『未及國』といつわつてしまつたのではなかろうか。もしそうだとすると、使者の心中がわからないわけではないが、結果として魯の救援軍を見込むことができなくなつてしまつたのであるから、それはそれで外交上の大失敗ということになろう。

『入郭』という事實を確認するためになぜ『師何及』という訊ねかたをしたのか、それに対する右の理解にあまり自信はないのであるが、しかしともかく『春秋左氏伝』隱公五年の記事を以上のように解釈することによつて、国とは本来、内城・外郭のうちの内城部分のみを指したのではなかろうかという意見を提出してみたのであつた。

ところがそれからほどなくして、岩波書店『図書』昭和四十八年十一月号に、貝塚茂樹「中國の古代國家（その一・その二）」という文章が掲載されているのを偶然知ることとなり、さっそく『貝塚茂樹著作集』を搜してみたところ、『第二卷・中国古代の社會制度』の中に、「中國の古代國家覚え書き」と改題されて採録されていることが判明した。読過していくと、古代人の國家像を論じた部分に、はたして「左伝のエピソード」として隱公五年の問題の記事が取り上げられている。『著作集』が刊行された際、

『第一卷・中國の古代國家』以外はほとんど目を通さなかつた怠慢が、このような重要な見落としを生んでしまつたのである。

そこには隱公五年の原文は引用されていないけれども、貝塚博士は次のように述べられている。

魯の君主が「国に入るとはどうしたのか、本当に国に入ったのか」とよく問い合わせてみると、実は郭に入つただけである。つまり近郊の郭で囲まれた部分に入つただけだというので、初めは援軍を出そうと思ったのですが、それならそんな必要はないのではないかというので、援軍を出すのを中止したことがあります。……。それはいつたい国の中へ入つてきているのかどうかということについて、国の中へ入つてきているのだつたら大事件だから、親しい魯の国としては、ぜひ援軍を出すべきであるけれども、郭（外郭）に入つたぐらいのことだつたら、それはほんとに国に入つたのではないいかということがあつて、援軍を出すことを見合させたという話が一つの物語として伝えられたのです。

隱公が問い合わせたのは、『及國』かどうかということであつて、『入國』かどうかを問い合わせではない。にもかかわらず博士がなぜ『国に入る』という表記を用いているのか、いきさつはわからぬけれども——おそらく万巻の読書量をほこる碩学にありがちな記憶違いであろう——、しかし『郭に入る』ことと『国に入る』ことを別段階の状態としてとらえていることにかわりはない。すなはち、博士自身も『国は郭（郭）を含まず、その内側の内城だけが国であった』と考えておられた可能性が、きわめて高いので

ある。

畏敬すべき碩学の意見が、結果としては自身の意見と同じであることにいささかの感慨をおぼえて、見落としをわびるかたがた、博士の意見を紹介する文章をすぐにでも公表しようと思ったのであるが、さまざまな事情が重なるうちに歳月はすぎ、三十数年が流れてしまった。今ここに、往時の見落としを故博士と読者諸賢にあらためてお詫びしたいと思う。これが、本稿の考察に先立つてどうしてもことわっておかねばならないことなのである。

都市国家・戦士国家・祭祀共同体国家などの概念によつて説明される、故博士の先秦都城研究の成果はまことに豊富であり、今日でも古代都城研究の貴重な指針である。直接の引用は避けたけれども、本稿の執筆にあたつても多くの点で参照したことはいうまでもない。

なお、中国古代都市国家説といえば、故博士とともに故宮崎市定博士が双璧ということになるが、「中国城郭の起源異説」をはじめとする宮崎博士の先秦都城研究の成果もやはりすこぶる豊富であつて、本稿がいくつかの点でそれらの成果を参照していることもまた当然である。

ところで、両博士が先秦都城の諸問題を相互に直接議論することはあるなかつたらしいのであるが、たゞ『貝塚茂樹著作集第一巻・中国の古代国家』「あとがき」の次の二文だけは見落としてはならないのではなかろうか。

実は封建制か都市国家制かは、二者択一で決せられるべきではなく、中間項を立てる考え方もある。マックス・ウェーバー

は古典時代以前のギリシャ都市国家を封建的と呼び、都市封建制という範疇を作つた。おそらく、ウェーバーの学説とは独自に構想されたと思われる宮崎市定博士による「封建的都市国家」という概念がある。博士によると、周が殷を平定した後、その領土を一族に支配せしめるとき、都市国家の形式を採用したが、それらの都市国家の君主は周本国に臣属し、封建制度によつて統合されたと解釈し、封建的都市国家という名称を使われた。これに対して、これは都市国家制と封建制の矛盾概念を結びつけたものとして非難する論者もあつたが、ウェーバーもこれと同じ術語を用いていたことは意識に上らなかつた。

両博士にしてみれば、都市国家制と封建制が矛盾概念であるといわれても、おそらくどう答えてよいのか、とまどつたのではないか。一個の都市が君主のもとに、あたかも一つの独立国家としての状況を呈しながら、一方でその君主が他の都市国家の君主に臣従しているという状況は、ごく普通にありうることであつて、矛盾でもなんでもないのである。両博士がまず注目したのは、その二つの状況のうちの各都市の独立性の強さであつて、これを表示しようとして都市国家という用語を使用されたのである。したがつて、もう一方の各君主間の主従関係の強さを強調しようとすれば、当然それは封建制としか表示しようがないであろう。両博士が明らかにしようとしたのは中国古代の政治的現実であつて、その現実を説明するためにある場合には都市国家という用語を、ある場合には封建制という用語を持ち出されているので

ある。両博士が問題としているのは過去の現実であつて、その現実のある場面をより正確に表示しようとして、都市国家という用語が適切である場合にはそれを使用し、封建制という用語が適切である場合にはそれを使用したまでにすぎない。歴史研究におけるこの当たり前の方を、故貝塚博士のこの一文を読んで、今一度かみしめなければならないと思う。

本稿が復原しようとしている先秦都城の門朝・城郭構造は、その復原の結果において両博士の都市国家説を、わずかな程度ではあるが補強するものと予想されるが、それにつけても両博士に見習つてできるだけ正確に現実を復原しなければならない。その意思の確認をこめて、この場を借りて、『著作集第一巻』「あとがき」の一文を掲げてみたのである。

いささか異例な序文となつてしまつたが、こうして三十数年来の胸のつかえを解消して、以下にはまず既存文献伝承のみをたよりに先秦都城の門・朝と内城・外郭の配置構造を復原してみたいと思う。もつとも、この試みに対しては、何を今さらという非難が起ころるであろう。實際、鄭玄からはじまって清朝の学者たち、そして近年の賀業矩氏やそれこそ貝塚博士や宮崎博士にいたるまで、数多い学者たちが残存資料を網羅的に駆使して緻密な考証を重ね、精確な意見を出してきてるのである。確かに、付け足すべきものはもはやないというのが実情であろう。ただ万に一つの確率ではあろうが、付け足すものが見つかるかも知れない。この万一一の可能性への期待が、本稿執筆をあえて実施する第一の理由である。また、この課題における基本的資料はもちろんいわゆる

儒家經典が中心となるが、従前の学者たちがそれら古典の解説にいかに苦心しているか、その有様は見ごたえ十分である。見ごたえ十分まではいかないであろうが、しかし自身もその苦心を少しでも味わつてみたい。それが本稿執筆をあえて実施する第二の理由に他ならない。

本稿の考察は次のような順序でもつて進められる。

一・『周礼』の記事から、『周礼』の作者（作者たち）がイメージしていた、周王朝都城の門朝・城郭配置構造を復原する。それは具体的にいえば、作者が想定していた「周王朝の制度にもとづく都城構造そのもの」、もしくは作者が想定していた「儒家的理念からしてこうであったはずであると考えた都城構造」であり、いずれにせよ、いうなれば儒家的理想的理想型としての「周制プラン」ということができるであろう。なお、必要な限りにおいて『礼記』などの記事も参照する。

二・『春秋左氏伝』の記事から、春秋列国都城の門朝・城郭配置構造を復原する。これは春秋時代に実際に存在した、実情としての配置構造ということができるであろう。なお必要な限りにおいて『国語』などの記事も参照する。

また、資料の読解に際しては、次の二点に留意している。
 一・『周礼』や『春秋左氏伝』の読解にあたつては、注・疏をはじめとする後世の解釈をなるべく参照しない。注・疏などにはきわめて有用な意見も多いのであるが、しかし、それは後世人の解釈であつて、『周礼』・『春秋左氏伝』の原文の認識とは、実は必ずしも同じでないものもかなり存在するはずである。本稿が明

らかにしたいのは、『周礼』や『春秋左氏伝』自身の認識であつて、したがつて、『周礼』や『春秋左氏伝』の原文 자체を彼此相互に照合するという方法にできるだけ徹したいと思う。

二、近年先秦都城をめぐる考古資料の増加にはめざましいものがあるが、それらの導入はこの既存文献伝承による作業が終了したのに実施したいと考えている。というのも既存文献伝承の情報を探査でもつて検証するのは、やはり既存文献伝承を精査したのちが好ましいのではないかと、単純に考えているからである。

一・『周礼』の記事から想定される周王朝都城の門朝・城郭構造

『周礼』は周知のように、その成立年代についてさまざまな議論がある経典であり、その内容もはたして周王朝が創設した制度をどこまで正確に伝えているのか、異論の多い経典である。極端にいえば、『周礼』にみえる周王朝の制度は、後世の儒者が捏造したまつたく架空の制度であつて、『周礼』に見える制度など実際は何も存在しなかつたという意見さえ可能であろう。それにもつとも問題となる『冬官考工記』は、ある時点で亡失してのちに附加されたものなのであるから、都城構造についてのイメージといつても「冬官考工記」と他の五官ではそもそも異なるのでは、ということも考慮しなければならない。

これに対する本稿の立場は次のようなものである。

『周礼』の作者（作者たち）は、西周時期以降『周礼』成立時期に至るまでの周王朝の都城構造について、なんらかの認識をもつていたはずであり、『周礼』の記事はそれらの認識を前提として書かれているはずである。したがつて、『周礼』の原文からそれらの認識を抽出して整理すれば、そこに一つの都城構造が復原されることになるが、『周礼』の儒家經典としての格付けからすれば、それは儒家たちが描いたさまざまな都城構造のうちでも、もつとも早くに描かれたもつとも本源的な都城構造ということができるであろう。本稿はこれを周制プランと呼ぶのであり、その周制プランを『周礼』の資料的性格を右のようにとらえたうえで復原しようと思うのである。また周制プランについての認識において、「冬官考工記」と他の五官に異なるものがあるのかも知れないが、しかしはつきりとは認められないし、もし認められたとしても周制プランの復原に決定的な影響を与えるほど大きなものではないのではなかろうか——この点については一文を草する必要があろうが——。気にはなるが、本稿ではこの問題はとりあえず無視しておきたいと思う。

さて、『周礼』の示している門朝・城郭の配置構造といえば、その「冬官考工記」（匠人）の次の二文をまず掲げねばならない。匠人營國。方九里、旁三門。國中九經九緯、經涂九軌。左祖右社。面朝後市。市朝一夫。夏后氏世室。堂脩二七、廣四脩一。五室。三四步、四三尺。九階。四旁兩夾窓。白盛。門、堂三之二、室三之一。殷人重屋。堂脩七尋、堂崇三尺。四阿

重屋。周人明堂。度九尺之筵、東西九筵、南北七筵。堂崇一野度以步、涂度以軌。廟門容大局七个、闈門容小局参个。路門不容乘車之五个。應門二徹參个。內有九室、九嬪居之。外有九室、九卿朝焉。九分其國、以為九分、九卿治之。王宮、門阿之制五雉、宮隅之制七雉、城隅之制九雉。經涂九軌、還塗七軌、野塗五軌。門阿之制、以為都城之制。宮隅之制、以為諸侯之城制。還塗、以為諸侯經塗。野塗、以為都經塗。

拠るべきまとまつた唯一の記事である「冬官考工記」（匠人）の一文は、このように簡単なものである。簡単なばかりか、これでは各門・各朝の配置情況、内城・外郭の配置情況を復原しようがない。したがつて、復原にはどうしても五官の記事を参照せざるをえなくなるのである。以下に、五官の記事を使っていくつかの情況を復原してみようと思う。

〔治朝と路門〕

「天官」（宰夫）に次の記事がある。

宰夫之職、掌治朝之灋。以正王及三公・六卿・大夫・羣吏之位。掌其禁令、敘羣吏之治、以待賓客之令・諸臣之復・萬民之逆。

これによると、「治朝」という広場での会同において所定の場所（位）が与えられていたのは、王・三公・六卿・大夫・羣吏である。すなわち、三公・六卿・大夫・羣吏が、治朝に入りそこでの会同に参加することを許された身分の保持者であったというのである。ここに六卿・大夫と並んで見えてているのは、「士」ではなく

く「羣吏」であるというのはいささか奇異であろうが、この疑問は「夏官」（司士）の一文によつて容易に解消される。

正朝儀之位、辨貴賤之等。王南鄉、三公北面東上。孤東面北上。卿・大夫西面北上。王族故士・虎士在路門之右、南面東上。大僕・大右・大僕從者在路門之左、南面西上。司士揖、孤・卿特揖、大夫以其等旅揖、士旁三揖。王還、揖門左、揖門右。大僕前、王入内朝、皆退。

この朝儀に参加しているのは、王・三公・孤・卿・大夫・故士・虎士・大僕・大右・大僕從者であるが、王のもとに三公・卿・大夫が參集しているといふのは、「天官」（宰夫之職）の治朝での会同と同じであり、この朝儀が治朝で行われたことはまちがいないであろう。そして、朝儀の最後に孤と卿が「特揖」、大夫が「旅揖」、「士」が「旁三揖」というお辞儀をするといふのであるから、この朝儀に士身分の者も参加していたわけである。もつともその士身分の者は、王の右側と左側に南面して整列している、故士・虎士や大僕・大右・大僕從者に任じられている士身分のものをいふのか、そうではなく三公・孤・卿・大夫の背後に整列していたであろう士身分の者をいうのか、はつきりしないけれども――おそらく後者の可能性が高いであろうが。この点については、後掲する「秋官」（朝士）の「左九棘、孤・卿・大夫位焉。羣士在其後。」という一文が参考になる――、この治朝での朝儀に士身分の者が参加していることに変わりはない。そもそも、参列者の侍立位置を差配する職位が「司士」と呼ばれていることが、このことを何より裏付けているであろう。つまり、

「天官」・宰夫・三公・六卿・大夫・羣吏

「夏官」・司士・三公・卿・大夫・士

という対応関係が確認されるのであって、羣吏は士身分の者に他ならず—士身分の者で何らかの職位に就いていたものに違いない—、〈宰夫之職〉においても〈司士〉においても、これより下位の者の参加は見えないのであるから、つまり治朝の会同に参加することを許された最下位身分は士身分であつたことが知られるのである。もちろん最下位といつても、卿・大夫に比べてのことであり、結局のところ、卿・大夫・士という、よく知られる貴戚階層だけが治朝に入ることを許されたのである。

ところで、この〈司士〉の一文に、「冬官考工記」(匠人)がかかる廟門・闡門・路門・応門のうちの“路門”が、“王族故士・虎士在路門之右、大僕・大右・大僕徒者在路門之左。”という文面において登場している。この路門とはどこに位置していたのであろうか。「春官」(小宗伯)に“縣衰冠之式于路門之外”とあつて、小宗伯の職掌範囲からして、どうやら治朝に面する門であつたらしいと推測されるのであるが、この記事だけではなんとも判定しようがない。そこで〈司士〉の一文を今一度読み進めてみると、朝儀の最後に王が門の左(東)と門の右(西)に向かつて会釈し、大僕が先導して王は“内朝”に入り、これで会同は終了となつて参加者も退出していくと記されている。その際、王は当然何かの門をくぐつて内朝に帰つていったはずであるが、その門は、王族故士・虎士がその門前の右(西)に整列し、大僕・大右・大僕徒者がその左(東)に整列していた路門をおいて他はないであろう。

王が会釈し終わると、大僕が列から離れてまず路門をくぐり、彼を先導役として王が続いて路門をくぐるのである。つまり、路門は朝儀の広場である治朝とその内側の内朝をつなぐ門であり、治朝に南面していたわけである。

治朝で会同がある場合には、まず三公・孤・卿・大夫・士たちが治朝に集合して所定の位置につき静かに王の出御を待つている。ほどなくして王は、一おそらく大僕に先導されて一路門をくぐつて内朝から治朝に出御し、居並ぶ百官に南面する。その王の位置は、もちろん路門の南端を出たすぐのところであつたにちがいない。その際、王の面前の広場に三公は北面し、孤はその西側で東面し、卿・大夫はその東側で西面しているのに対して、王族故士・虎士と大僕・大右・大僕徒者という、おそらくは三公・孤・卿・大夫よりは身分ランクの低い、士身分に属する者と思われる者が、路門の右・左に、つまり王の右・左に南面して並んでいるのはなぜだろうか。理由の推測はそれほど困難ではない。故士とは士身分の者のなかでも王及び先王とともに關係の深い由緒ある者、虎士とは士身分の者のなかでもとくに勇猛な者を指しているに違いなく、彼らはいわば譜代の兵士・精銳の兵士として、王の護衛役を勤めていたのである。また、大僕・大右・大僕徒者は、その字面からして王の秘書役であつたに違ひなく、王の侍従役を勤めていたのである。王の出入に際して先導役を務めるという、大僕の職務は侍従役の一つの重要な仕事なのである。つまり、彼らは王を護衛し王の行動を補助するために王の左右に近侍しているのであり、王を守護しようとする意識がもつとも高く、王の信

頼もまたもつとも篤い存在であったと思われる。王の手足としての活動に任じられているのであるから、王の左右至近の位置に立侍していなくてはならないし、治朝でもし不測の事態が起こった場合、決してそれを見落としてはならない。彼らが南面していたのは、治朝全体を見渡し監視するためであつたとみて、まちがいなきであろう。

こうして、卿・大夫・士身分の百官が会同する治朝という朝と、治朝に南面し、内朝・治朝の出入門である路門の存在が確認されるのであるが、これに関連して二つの門をあげておきたい。

一つは、「地官」（師氏）の「居虎門之左、司王朝」という記事に見える虎門である。王朝とは王の視朝、つまり王が出御して百官と会同することであるから、それは治朝で行われたはずであり、したがつてその際に師氏が待機した虎門とは路門の別名ということになる。路門がなぜ虎門とも呼ばれたのかはつきりしないが、虎士がその右（西）に侍立していたことと無関係ではないであろう。

一つは、「夏官」（大僕）の「建路鼓于大寢之門外而掌其政」という記事に見える大寢之門である。前掲したように、王の出御に際して路門の左（東）に侍立するのが大僕の重要な職掌であったことからしても、また「路鼓」という表記からしても、この路鼓の「路」が路門の路であったことはまちがいない。とすると、その路鼓が建てられた大寢之門外の大寢之門とは、路門そのものか、そうでないにしても一路門の南側は治朝という広場で門は存在しないのであるから、路門内側の内朝諸門のなかの路門からそう

遠くない門でなければならない。前者が正解であるとは思うが、それはともかく、その門が「大寢之門」と呼ばれているのを見落とすわけにはいかないであろう。路門そのものであるにしろ、内朝諸門の一つであつたにしろ、「大寢」という表記は、王の寝所を示しているからである。つまり、「夏官」（司士）に見える「内朝」は、王の寝所が配置された、いわば王の私的な生活空間であつたことになるのである。

〔外朝と象魏・応門〕

「秋官」（小司寇）に次の一文がある。

掌外朝之政、以致万民而詢焉。一曰詢國危、二曰詢國遷、三曰詢立君。

また「秋官」（朝士）には、

掌建邦外朝之灋。左九棘、孤・卿・大夫位焉。羣士在其後。右九棘、公・侯・伯・子・男位焉。羣吏在其後。面三槐、三公位焉。州長・衆庶在其後。右嘉石平罷民焉、右肺石達窮民焉。

という一文がある。

これによれば、外朝という広場には、孤・卿・大夫・士・公・侯・伯・子・男・州長だけでなく、万民・衆庶・罷民・窮民などと呼ばれる階層身分の者も入ることが許されていたことになる。この階層がどのようなものなのか規定はむつかしいが、「民」という表記を援用して、あいまいではあるが一応「一般民」という規定を与えておくことにしよう。外朝は一般民が入ることを許された空間だったのである。治朝には士以上の者しか入ることができず、

その治朝の内側には王の私的な空間である内朝が存在したのであるから、三朝の配置が、王の寝所から南へ内朝—治朝—外朝の順であつたことはまちがいない。もつとも、治朝と外朝の間にさらに他の朝があつたのかどうかは、右の記事だけではなんとも言えないであろうから、治朝と外朝の間は、この段階では…である。ところで、外朝の機能を云々するのにしばしば引用されるのは次の記事である。

正月之吉始和布治于邦國都鄙。乃縣治象之灋于象魏、使万民觀治象、挾日而斂之（天官）（大宰）。

この記事は、治象之灋の部分が、「地官」（大司徒）では教象之灋、「夏官」（大司馬）では政象之灋、「秋官」（大司寇）では刑象之灋となつて同文が見えてゐるが、象魏を觀るのはいずれも「万民」である。万民が集合するのは外朝なのであるから、象魏を觀るために彼らが集合した場所も当然外朝であつたはずである。

象魏とは、万民がそれを觀て施政の内容を知る、一種の看板であつたことはまちがいない。魏はおそらく「巍巍」の意であろうから、それは高所に聳えるように設置されていたのであろう。その設置場所はどこであろうか。参考になるのは「地官」（大司徒）の次の二文のみである。

若國有大故、則致万民於王門。命無節者、不行於天下。

これと前掲「秋官」（小司寇）の、

掌外朝之政、以致万民而詢焉。一曰詢國危、二曰詢國遷、三

曰詢立君。

を並べてみれば、前者の大故は後者の國危・國遷・立君にほぼ相

当するであろうから、こういった大事を諮る場合、万民は外朝に入つて「王門」のもとに集合したのであり、その王門は当然外朝に面する門であつたと考えねばならない。したがつて、象魏はこの王門上に設置されていたはずなのである。

もつとも王門というのは通称・美称の類であつて、どの門がそう呼ばれたのか、〈大司徒〉や〈小司寇〉の記事のみから推測しようとしても不可能である。ただ、「王門」と呼ばれるからには、とくに重要で莊嚴な門であつたことはまちがいなく、ここにある程度の推測が可能になつてくる。

「冬官考工記」（匠人）が掲げてゐる門は、廟門・闡門・路門・応門の四門であつた。諸門のなかからとくにこの四門が取り上げられているのは、もちろん四門がとくに重要な門であつたからであり、とすれば王門と通称・美称される重要な門がこのうちのいずれかであった確率は高いであろう。そうすると路門が内朝・治朝の出入門にして治朝に面する門であることが確定している以上、残りの三門のうちから搜索せねばならないが、まず廟門は王が先君を祀る祠廟の門であろうから、王族に連なる卿・大夫・士身分の者ならともかく、一般民である大勢の万民がその門前に集合して象魏を仰ぎみたとは考えにくい。次に闡門であるが、これがどのような機能を付された門かはつきりしないものの、廟門の大きさが大局（大車）七輛を容れうる幅をもつてゐるのに対し、その容れうる幅は小局（小車）三輛分に過ぎず、この規模は「王門」とよべるような壮大なものとはいえないであろう。消

去法であるとの憾みは残るが、象魏の設置される外朝に面する門にして、時に王門と通称・美称される門は応門であったとの意見をここに提出したいと思う。

以上が、『周礼』の各記事自身を彼此照合して抽出されてくる、門・朝の配置構造である。すなわち、少なくとも内朝—（路門）—治朝：（応門）—外朝という配置の存在が確認されるのである。

の部分、つまり治朝と外朝の間にさらに他の朝があつたかどうかは、この段階に至つてもやはり不明なのであるが、しかし、その存在を示すような朝名や門名は『周礼』の中にはまったく見えないことを考慮すれば、存在しなかつたとみるのが妥当というものであろう。そこでこの段階では、…を一に変えて、治朝と外朝は北・南に隣接する朝で、その間に他の朝は存在しなかつたという意見をも提出しておくことにしたい。

① 『周礼門朝』 内朝—（路門）—治朝—（応門）—外朝—（？門）

そうすると、では外朝を挟んで応門と北と南に向かい合い、一般民が外朝に入つてくる門は何かということが当然問題になるであろう（？門）、これについては『周礼』の記事自身のみでは、まったく想定不可能である。この段階では不明とせざるをえない。

〔城と郭〕

次に内城・外郭の配置を復原してみようと思うが、門・朝のそれ以上に関連記事は零細であり、かろうじて問題にしうるのは「夏官」（量人）と「掌固」の次の記事のみである。

掌建國之灋、以分國為九州、當國城郭、當后室、量市朝・道巷・門渠（量人）。

掌脩城郭・溝池・樹渠之固（掌固）。

ここに見える「城郭」とは、いつたいどの部分をさしていつているのか、『周礼』の記事には直接説明しているものがない。おそらく手がかりとなりうるのは前者の「營國城郭」という表記のみであつて、この意味をなんとか追求していくしか他に手段はないであろう。

「營國城郭」という表記と「匠人」条の「營國、方九里、旁三門。國中九經九緯、…」という表記を並べてみれば、前者の「國」と後者の「國」は同一のものであり、その二つの「國」はまた、後者の「國中」の「國」とも同一であることは疑いない。そこで「國中」という表記を『周礼』のなかから拾い出してみると、

・掌建邦之教灋、以稽國中及四郊、都鄙之夫家九比之數〔地官〕（小司徒）。

・以歲時登其夫家之衆寡、辨其可任者。國中、自七尺以及六十、野、自六尺以及六十有五、皆征之〔地官〕（鄉大夫）。各掌其比之治。五家相受、相和親、有辜・奇・袤、則相及。

徙于國中及郊、則徙而授之〔地官〕（比長）。

・以廛里任國中之地、以場圃任園地、以宅田・士田・賈田任近郊之地、以官田・牛田・賞田任遠郊之地、…〔地官〕（載師）。

・掌國中失之事、以教國子弟〔地官〕（師氏）。

・一曰誓、用之于軍旅、二曰誥、用之于会同、三曰禁、用諸田役、四曰糾、用諸國中、五曰憲、用諸都鄙〔秋官〕（士師）。

といった例をあげることができる。

これらにみえる“國中”は、いざれも四郊・都鄙（この都は今問題としている国都）・都城の都ではなく、国都より小規模な城壁都市をいう）・野・郊・近郊・遠郊と対比して登場しており、明らかに国都である都城の内側を指している。したがつてこれらの場合の“國”は一個の城壁都市としての都城を指しているはずであり、〈匠人〉の“營國”とはその城壁都市としての都城を建設すること、“國中九經九緯”とはその城壁内部に縦横それぞれ九条の道路が走っていることを示しているとしか考えようがない。

こういった事例から援用すれば、〈量人〉に見える“營國城郭”的“國”もやはり、一個の城壁都市としての都城であり、“國城郭”とは“國の城と郭”と読むべく、都城内部を構成する城と郭ということになろう。具体的にいえば、〈匠人〉に見える“方九里”的城壁をもつ都城の内部が城の部分と郭の部分から成り立つてゐるわけであり、それは言い換えれば、『周礼』の作者（作者たち）は、周王朝の都城は内城・外郭構造をとつていたと認識していたことになるのである。

もちろん、この理解に対しても、この場合の「城郭」とは城壁あるいは城壁で囲まれた区画を指す連語名詞であつて、必ずしも「國の城郭」とは都城を囲んでいる城壁もしくは都城を構成している城壁区画というほどの意味にすぎないので、という反論がおこるであろう。この反論に回答を返すためには、『周礼』以外の資料を持ち出してござるをえず、その作業は別稿をもつて果たしておこるであろう。

したいと思うが、ここでは関連する二つの問題を指摘することで、この段階での回答としておきたい。

それは外ならぬ基本資料である『冬官考工記』（匠人）に見る記述なのであるが、一つは、『王宮』門阿之制五雉、宮隅之制七雉、城隅之制九雉の“城隅”的“城”とは何かという問題である。王宮とは王の宮殿であり、その宮殿正門にある何らかの施設の規模が五雉、その王宮四壁の四隅にある何らかの施設の規模が七雉、さらにその外側を囲む城壁四隅の何らかの施設の規模が九雉というものが、この記事の意味であるにちがいない。城隅之制九雉の城壁の周長をどれほどのものと想定しているのか残念ながら類推記事はないのであるが、王宮を囲む城壁となると、それが一王宮を囲むものであれ複数王宮を囲むものであれ、常識的におよその想定は可能というものである。一辺が数百m、どんなに長くとも千mをそう大きく越えることはなかつたであろう。『周礼』の作者（作者たち）は方九里の都城のなかに、王宮を囲むこの程度の規模の城壁が存在していたと認識していたのである。

今一つは、これと関連して、『嘗國。方九里、旁三門。』という各辺三門をもつた一辺九里の城壁に對して、『周札』の作者（作者たち）がどのような理解をもつっていたかという問題である。『周札』の使用している一里がどれほどのかはつきりはしないものの、約四百mであることはまちがいなく、そうすると九里は四km弱となる。この九はもちろん聖数であつて、周王朝都城の現実をそのまま伝えているわけではないであろうが、しかし、この長さが、一般に知られている先秦都城の一番外側の城壁のそれにほぼ

相当しているという事情は重要である。『周礼』の作者（作者たち）がこの王朝都城一辺九里の城壁を、その一般に知られている一番外側の城壁と重ね合わせていたことはまちがいないであろう。その一番外側の城壁は『春秋左氏伝』では「郛」と呼ばれ、いわゆる外郭壁を指していたのであるから、『周礼』の作者（作者たち）が一辺九里の城壁を「外郭壁」であると理解していた可能性は、高いのではなかろうか。その内側に縦横九条の道路が走っていたという情況からしても、そこを外郭域と認識していた可能性は高いはずである。

そのようなわけで、『周礼』の作者（作者たち）は、一辺九里からなる周王朝の都城、つまり「國」は、王宮を囲む内城と縦横九条の道路などを囲む外郭から成り立つていて理解していたに違いないという意見を、この段階で提出しておきたい。とすると、『周礼』の「國」は一辺九里の城壁の内側をいうのであるから、その国は外郭をも含むことにならざるをえない。序に示したように『春秋左氏伝』には、「國は本来外郭を含まず内城部分のみを指していた」という認識を伝える記事が存在していたことと比較すると、「國」の字義解釈に限っていえば、『春秋左氏伝』から『周礼』の間に、その認識に変化が生じたことになろう。

さて、『周礼』記事分析の最後として、宗廟と社稷の位置を復原してみたのであるが、遺憾なことに有効な記事はまったく存在しない。それは「外朝」に決まっているではないかという声が聞こえてきそうであるが、そしてその意見はおそらく正しいのであろうが、実は『周礼』のどこを探しても、そう推測させる記事

は見つからない。「匠人」の「左祖右社」や「春官」「小宗伯」の、掌建國之神位、右社稷、左宗廟。・凡天地之大災類、社稷・宗廟則為位。

によって、左（東）が宗廟、右（西）が社稷ということがわかるだけであり、そこが内朝なのか治朝なのか外朝なのか、あるいは外郭なのか、外郭外、つまり都城なのかわからないのである。外朝であるとする意見は、もちろん『周礼』以外の資料から導き出されているものに他ならない。

なお、ここでどうしても気になる事情に注意をうながしておきたい。それは「匠人」が掲げる四門の廟門—闢門—路門—応門という順序である。この順序がアトランダムなものであれば問題は生じようがないのであるが、路門—応門が王所からみてそれぞれより内側より外側ということがすでに判明している以上、あるいはこの順序は王所からみて南へ順に廟門—闢門—路門—応門と並んでいることを伝えているかもしれない可能性を捨て去ることができず、そこに一つの問題が生じるからである。なぜなら、その性格がはつきりしない闢門はともかくとして、廟門は字面からして祖先祭祀に供する祀廟の門であろうから、路門のさらに内側、おそらく内朝に祀廟施設が存在したことになるからである。もしそうだとすると、それはいわゆる（右）社稷・（左）宗廟の宗廟のことなのかな、違うとすれば両者はどのような関係にあるのか、重要な疑問がわいてくるであろう。検討しようがない事情ではあるが、一応、注意をうながしておきたいと思う。

『周礼』の記事自身を彼此照合して得られる周王朝都城の門朝・

城郭構造のイメージは、以上のようにごく簡単なものである。そこで、以下には『周礼』の記事以外は用いないという禁忌をあえてやぶつて、このイメージにもう少し情報を付け加えたいと思うが、禁忌をやぶるといつても、後世の注・疏などを使用してしまつては、当初の目論見自体が崩れてしまうのであろうから、ここでは『周礼』にならぶ“礼”的經典である『儀礼』と『礼記』だけに限つて、いくつかの関連記事を取り上げてみようと思う。もつとも、『儀礼』では路門が“寝門”とも呼ばれていたことを伝える、

管人布幕于寝門外、…。宰入告具于君、君朝服出門左、南鄉

(聘礼)

という一文をのぞけば、関連記事は皆無に等しく、そこでいきおい『儀礼』に比べればそれがやや豊富な『礼記』に頼らざるをえないことになる。

『礼記』のなかで、まず注意しなければならない記事は次の二つであろう。

一つは「文王世子」の、

其朝于公、内朝、則東面北上。臣有貴者以齒。其在外朝以官、司士為之。…。公族朝于内朝、内親也。雖有貴者以齒、明父子也。外朝以官、體異姓也。

という記事である。前段と後段の間には少し長い文章がはさまれているのであるが、両段の主旨は同じとみてよいであらう(前段の“其朝于公、内朝”という表記には何か誤写があるようにも思うが、後段の“公族朝于内朝”と同じ意味であることはまちがい

ない)。公族とは『周礼』「夏官」〈司士〉にいう三公・孤・卿・大夫クラスの高位身分の者に相当するはずであり、ちなみに「司士」の記事で“東面北上”しているのは“孤”身分の者であった。そうするとここに“一つの疑問が生じることになる。一つはこういった高位身分の者が集合するのは『周礼』では“治朝”であつたのであるから、この「文王世子」ではそれが“内朝”となつているのはどういうことであろうか、という問題である。もう一つは『周礼』では“士”身分の者も治朝に入ることを許されていたのであるが、この「文王世子」では“其在外朝以官、司士為之”となつていて、“司士”的管理に従う士は“外朝”には入れるもの、その内側の“内朝”に入ることはできなかつたと認識されていたことになり、それはどういうことであろうか、という問題である。

今一つは、「玉藻」の

朝服、以日視朝於内朝、…、君日出而視之、退適路寢聽政。使人視大夫。大夫退、然後適小寢糸服。

という記事である。その文意は“君は朝儀の正装である朝服を着て、日がのぼると内朝に出御して政事に臨む、：君は日がのぼると内朝に出御して政事に臨み、それが終わると路寢に引き返してさらに政事を行う。その際は、自身でなく臣僚に命じて大夫に面会させる。大夫がすべて退くと一連の政事は終了であり、君は小寢に帰つてようやく朝服を脱ぐ。”というものであらう。これによると公族の集合場所である内朝の内側には“路寢”という空間があり—おそらくその路寢のなかに小寢があるのであらうが—、

この路寝が『周礼』にいう、治朝内側の私的生活空間である“内朝”に相当することが容易に想定される。そしてまた、路寝という表記からその路寝と内朝を出入する門が路門と呼ばれたであろうことも、容易に想定されるのである。

右のように二つの記事の内容を『周礼』の関連記事と比較してみると、『周礼』の門名・朝名と『礼記』の門名・朝名には異同があり、また士身分の取り扱いについても理解に異同があつたことがわかる。今後者の異同についてはしばらくおいて、前者の異同に対応する門朝配置を並べてみると次のようになる。

『周礼』 内朝—（路門）—治朝

『礼記』 路寝—（路門）—内朝—（？門）—外朝

どうしてこのような異同が生じてしまつてゐるのか、確かな理由はもちろん知られないものの、一つの可能性を提出しておきたい。『周礼』が念頭においているのは周王朝の都城ただ一つであるのに対して、『礼記』には周王朝都城のそれだけではなく、魯都曲阜をはじめとする列国都城の情報が、諸篇のなかに混然となつて入りこんでいるのではないか。たとえば列国都城のみで使用されていた朝名や門名が、何かの事情で周王朝都城のそれとして表示されてしまつた、というようなことはないであろうか。もし、そのような事情を推測させる事例が発見されたならば、あらためて別稿を立てて論じてみようと思うが、それはともかくとして『礼記』では最深部の君主私的空间は“路寝”、路寝と内朝を出入する門は路門、内朝の南隣は外朝と呼ばれていたという事実をまず確認しておきたい。そうなると、内朝と外朝を出入する

門とその門と北南に向かいあう、外朝に入る門は何かという問題が残るが、この段階では不明とせざるをえない。

② 『礼記門朝』路寝—（路門）—内朝—（？門）—外朝—（？門）

次に注意しなければならないのは、『礼記』には『周礼』にはまつたく見られない、ある重要な門が登場していることである。それは“庫門”である。

一、魯莊公之喪、既葬而經不入庫門、士大夫既卒哭、麻不入（「檀弓下」）。

二、既卒哭、宰夫執木鐸、以命于宮曰、舍故而諱新、自寢門至于庫門（「檀弓下」）。

三、軍有憂、則素服哭於庫門之外（「檀弓下」）。

庫門は、魯莊公死後の事情を伝える一の記事に見えてゐる通り、魯都曲阜城の門の一つであった。『周礼』にこの門名が登場していないのは、魯都の門名であつて周王朝都城の門名ではないのであるから、登場しようがないのである。一の記事は、新君が即位に際して都城に入る場合、庫門をくぐることが重要な意味をもつていたことを示しており、二の記事は、新君への奉仕を促すために、宰夫が木鐸を打ち鳴らしながら寢門から庫門にまで行くといふのであるから、寢門から庫門までが特別なエリアであつたこと、言い換れば、庫門は内と外を区別する重要な門であつたことを示している。三の記事は、出動していた自軍の敗北という深刻な事態に直面して、戦死者に対する哀悼のあまり、君主がとくに庫門から出てそこで慟哭の儀式を行つたと伝えてゐるのであって、それは庫門を出るという行為がとくに異例な行為であつたこと、

つまり庫門はいわば、通例越えてはならない禁忌のラインであつたことを示している。

このような重要な門である庫門は魯都曲阜城のどこに存在したのであらうか。ここにおいて、先秦都城を考察対象とする場合、誰もがいきつことになる「明堂位」の一文に、やはりいきついてしまふことになるのである。

大廟、天子明堂、庫門、天子皋門、雉門、天子応門。

魯都曲阜城における大廟は周王朝都城における明堂に相当し、庫門は皋門に相当し、雉門は応門に相当するというのが、この一文の意味である。「明堂位」の作者は、王朝都城と曲阜城では門名に相違があることを、はつきり認識していたのである。路門は路寝の門、雉門は王都の応門に相当する門、つまり王都でいえば治朝—外朝を、魯都でいえば内朝—外朝を出入する門なのであるから、庫門（皋門）とは、もう一つの重要な門、すなわち雉門（応門）と北—南に向いあう、外朝に入る門をおいて他は考えられないであろう。こうして、この「明堂位」の一文をえて、『周礼』記事の彼此照合によって確認された門・朝配置、つまり周王朝都城の門・朝配置（前掲①）と『礼記』記事の彼此照合によつて想定された門・朝配置、つまり魯都曲阜城の門・朝配置（前掲②）の対応関係を新たにあらためて示してみれば、次のようになる。

『周礼』〔王都〕 内朝—（路門）—治朝—（応門）—外朝—（皋門）。
 『礼記』〔魯都〕 路寝—（路門）—内朝—（雉門）—外朝—（庫門）。
 （？門） してきた門名不明の門が、ここにおいてようやくすべて明らかになつたのである。皋門＝庫門は、平時は外郭域に居

住していたであろう一般民が、特別な場合に外朝に入城する門なのであり、いわゆる内城の最南門にして、内城内と外郭域を分ける重要な門であった。それはいってみれば、神聖な空間（禁忌エリア）と日常の空間（非禁忌エリア）を分ける機能なのであつて、即位に臨む新君が外部から入つてこの門をくぐることは、彼が日常の人間から神聖な人間へと昇化したことを象徴するものだつたのである。先にあげた一・三に見える庫門の性格は、いずれも背景にこのような宗教的意味を設定してこそ、より正確に理解することができるであろう。

都城の建設にあたつて、まず第一に必要となる作業は宮殿・門朝を囲む内城壁の建設であつたはずである。それは外敵の侵入から政権の中枢部を防御するという意味あいもさりながら、政権の神聖性を保証する神聖な空間を、一般日常のエリアから隔絶せしめるという強い意味あいをもつていた。そして内城壁を建設する以上、その内外を出入する門を開かねばならないが、その門が周王朝都城では皋門であり、魯都曲阜城では庫門であつたのである。皋門＝庫門の建造がいかに重要な作業であつたかについては、古公亶父の周原都城建設を詠つたとされる『詩経』「大雅・緜篇」の、迺立皋門、皋門有伉、迺立応門、応門将将。

という対句によく示されている。この対句は誰しもがその脳裏にあるはずであり、そこで『周礼』に応門—外朝が登場している以上、応門と北・南に向かい合い、外朝への入口である皋門も当然登場していると予想して『周礼』を読過していくのであるが、しかし、予想通りにはならず、皋門についての情報はどこにも存在

しないという事態に気づくことになる。せめて「匠人」が廟門・闔門・路門・応門となるんで、舉門の門名だけでも掲げておいてくれればよいのであるが、それもない。本稿もその隔靴搔痒の感に陥っていたのであるが、『周礼』の記事ではないけれども、ここに『礼記』「明堂位」の一文にいきつくことによつて、そのジレンマからようやく解放されることになったのである。

以上が、『周礼』の記事とそれに『礼記』の一部の記事を加えることによって導きだされる、本稿がいう儒家的理想型としての「周制プラン」における周王朝都城の門朝・城郭構造である。このうちの門朝構造についていえば、あわせて抽出された魯都曲阜城の門朝構造も、門名に相違はあるものの、基本的には周王朝都城のそれと同じであったのである。その門朝構造は三朝三門配置といふことができるであろう。

二、「春秋左氏伝」にみられる春秋列国都城の門朝・城郭構造

『周礼』ほどではないが、『春秋左氏伝』も取り扱いに注意を要する文献である。『春秋左氏伝』のすべてが春秋時代の事実を伝えているとは、誰も考えないのである。とりわけ、ある事件についてのある人の批評を口説で記した分部は、本当にその春秋時代のある人がそう言つたのではなく、春秋以降の誰かが、その春秋時代のある人があたかも本当にそういつたように、その口説を付加した場合がそうとうに多いよう思う。したがつて、その口説

に示されている思想なり認識なりは、実は春秋時代のそのある人のものではなく、口説を付加した春秋以降の人のそれである可能性がきわめて高いことになるのである。どの記事もそれが春秋の現実を伝えたものか、そうではなく春秋以降の事実の反映なのか、疑えはきりがないであろうが、ただ、本稿で引用するような、口説記事ではない、ある事象の推移などを記したいわば叙事記事についていえば、春秋時代の現実をほぼそのままに伝えていいるとみてよいのではなかろうか。『春秋左氏伝』各種記事の性格をそのように理解したうえで、関連記事を抽出して列国都城の門朝・城郭構造を明らかにしてみようと思う。

〔内城と外郭〕

旧稿『春秋時代の都市—城・郭問題探討—』（『東洋史研究』三四卷・四号）では、まず外郭をもつた城壁都市の事例を抽出してみたのであるが、煩を避けずに今その結果を再録してみると次のようにある。（なお、『春秋左氏伝』では郭はほとんどの場合「郭」という字面で登場している。もつとも「郭」という字面も皆無ではなく、以下に示すとおりいくつかの用例がある。「郭」と「郭」がどのような関係にあるのか、これも本稿にかかる問題であるが、その詮索は後日を期することとして、ここでは引用文においては「郭」・「郭」をそのまま用い、叙述では「郭」を統一して用いることにしたい）（以下、隠公元年→隠元のごとく略記する）。

①宋都商丘。鄭、王師とともに宋を伐ち、その郭に入る（隠五）。

北郭に盟う（昭六）。

②魯都曲阜。郭に災あり（莊二四）。西郭に城く（襄一九・哀四）。

郭門（哀一四）。

③ 齊都臨淄。西郭・南郭・東郭・北郭（襄一八）。北郭（襄二八）・郭閥（哀一四）。

④ 曹都曹城。齊、曹を伐ち、其の郭に入る（文一五）。

⑤ 許都許城。鄭、許を伐ち、其の郭に入る（成一四）。

⑥ 鄭都鄭城。晋、諸侯を帥いて鄭を伐ち、其の郭に入る（襄元）。

⑦ 魯邑成城。師を帥いて成の郭に城く（襄一五）。

⑧ 衛都楚丘。諸侯、衛の楚丘の郭に城く（僖一二）。

⑨ 衛都帝丘。郭門（昭二〇）。晋、衛を伐ち、其の郭に入り、將に城に入らんとす（哀一七）。

⑩ 楚邑巢城。楚、巣に郭す（昭二五）。

⑪ 楚邑卷城。楚、卷に郭す（昭二五）。

⑫ 齊邑廩丘。魯、齊を侵し、廩丘の郭を攻む（定八）。

⑬ 魯邑郿城。郭門（定一〇）。

⑭ 晉邑朝歌。晋、朝歌を囲み、其の郭を伐つ（哀三）。

⑮ 齊邑高唐。晋、高唐の郭を毀つ（哀一〇）。

以上の十五記事はいずれも外郭の存在を確認することができるのであるが、「其の郭に入る」とは郭壁を突破して外郭の部分に入ることであり、いうまでもなく郭壁の存在を前提としている。つまり、①・④・⑤・⑥・⑨の諸城はいずれも郭壁をもつていたことが知られる。次に郭門・郭閥が郭壁のある部分に穿たれた門を指すことは明らかであって、したがつて②・③・⑯の各城には必然的に郭壁が存在したことになろう。また「郭を毀つ」とはおそらく郭壁を破壊することをいうにちがいなく、⑯もやはり郭壁

をもつていた可能性が高いわけである。そして「其の郭に城く」某に郭す」とは郭壁の築城をいうのであるから、⑧・⑩・⑪の各城はその築城時点ではじめて郭壁をもつに至ったか、あるいは以前から郭壁をもつており、その築城時点で増築・修築がなされたのだと考えねばならない。すなわち、十五例中十三例について、郭壁の存在を確認することができるるのである。のこる二例は、「郭を攻む」の齊邑廩丘と「郭を伐つ」の晋邑朝歌ということになるが、この二記事だけではなんともいえないものの、やはりその敵軍は郭壁を突破して外郭を攻め外郭を伐つたのではなかろうか。ともかくこのように、外郭は通例、郭壁で囲まれていたことが知られるのである。

外郭という空間は郭壁と内城壁に挟まれた部分をいうのであるから、外郭が存在した以上、当然内城壁が存在したことになるが、ところがその内城壁の存在を『春秋左氏伝』の記事から確認することは、実はきわめて困難なのである。右のように郭壁の存在がかなりの程度に確認しうるのに対しても、これは残念至極な事態であるといわねばならない。ただそれは、資料が不足しているというまでのことであって、内城壁が存在しなかつたというわけではもちろんないはずであり、事実不十分な記事ながらも、一五例のうちの次の諸城については内城壁の存在をなんとか確認することができる。

⑧ 衛都楚丘。諸侯、楚丘に城いて衛を封ず（僖二）。諸侯、衛の楚丘の郭に城く（僖一二）。前者の築城が内城壁のそれであることはまちがいない。

⑨衛都帝丘。晋、衛を伐ち、其の郛に入り、將に城に入らんとする（哀一七）。後者の入ろうとした「城」の城壁が内城壁であることはまちがいない。

⑥鄭都鄭城。

郭壁の内側（洧水の内側）に「師之梁」という門が存在したが、その門は内城壁の門であつたはずである（襄二六・三〇）。

③齊都臨淄。

晋が齊の都城を攻撃した際、東郭・北郭を焼き、さらに二つの揚門と東門を攻めた。外郭域を焼き、さらには外郭の内側、つまり内城壁の門であつたはずである

（襄一八）。

⑬魯邑郿城。

一門を出ることに門を閉め、遂に郭門にまで及んだという記事があり、郭門の内側にいくつかの門があつたのであるから、そのあるものは内城壁の門であつたはずである（定一〇）。

②魯都曲阜。伯禽の弟煬公が茅闕門を造営したと伝えているが、これは雉門のことであり内城壁の門である（定二）。

この六例は、内城壁の存在を想定させる、その想定確度の高い順に排列したつもりである。一五例のうち、内城壁の存在をなんとか確認できる例は六例であるといふこの割合をどう評価するか、確率論的には評価が別れるであろうが、しかし常識的に考えれば、残りの九例も内城壁が存在したはずであると誰もが考へるであろう。そして、一五例のうち八例、六例のうち五例が列国都

城であるという比率を前にすると、大半のそれらは資料上確認できぬものの、春秋時代の列国都城はどれも原則として、内城壁と外郭壁をもつ内外郭式構造をとつていたと思われるのである。これが旧稿で確かめることのできた情況であった。

では、その外郭と内城の様相を『春秋左氏傳』はどのように伝えてゐるのだろうか。もちろん記事は断片的でまとまつた叙述はないのであるが、まず外郭域についていくつかの関連記事をあげてみよう。

夏五月、晋韓厥・荀偃帥諸侯之師伐鄭、入其郛、敗其徒兵、於洧上。
洧上（襄元）。

この記事は諸侯軍がその外郭域に侵入して、その歩兵を洧水のほとりで敗つたことを伝えているのであるから、外郭域のある部分を洧水が流れていことになる。中小河川とはいえ、『詩經』に詠われる規模の河川が流れていことなると、外郭域の広さがおよそ推測されるというものである。ちなみに鄭城外郭域を流れるこの洧水については、次のような記事もある。

鄭大水、龍鬪于時門之外洧淵。國人請為禁焉。子產弗許、曰、我鬪、龍不我覲也、龍鬪、我獨何覲。禳之、則彼其室也。吾無求於龍、龍亦無求於我。乃止也（昭一九）。

龍が洧水の淵で戦い、人々がそれを鎮めようとしたといふのであるから、この時の大水は洧水の氾濫を引き起こしたのであろう。そして、一五例のうち八例、六例のうち五例が列国都

それはおそらく内城への浸水もが危惧された事態であり、だからこそ人々はあはれる龍を鎮めようとしたのであるが、その龍が闘っている洧水の淵は時門という門の外側であった。とすれば、時門は内城壁に穿たれた門に相違なく、外郭域の氾濫は時門を突破して内城内に侵入する危険をはらんでいたのである。

このように鄭城の外郭域は、洧水が流れ、そこで歩兵を投入した戦鬪が行われ、大水の際には大浸水となるなど、かなりの面積をもっていたと推測されるのであるが、そこにはもちろん居住区・街路・市場・手工業区などが分布していたであろう。たとえば、次の記事はその様相の一端を伝えている。

秋、子元以車六百乘伐鄭、入于桔株之門。子元・鬪御彊・鬪梧・耿之不比為旆、鬪班・王孫游・王孫喜殿。衆車入自純門、及達市（莊二八）。

これは子元を主将とする楚の大軍が鄭国都城を攻撃したことを伝えたものである。この時純門から侵入した戦車部隊がどれほどの数であったのかはつきりしないが、相当な数が純門をくぐつたに相違ない。その侵入した戦車部隊が到着した達市の達とは、大達（隱一二）・達路（宣一二）の用例に見られるような大道であり、達市とはもちろんその大道に面した市場であつたはずであり、楚軍の戦車部隊はおそらくその大道を進み、市場の広場に到つて整然と陣を構えたのであろう。いうまでもなくそのような大道や戦車部隊が整列するほどの規模をもつた市場広場は、外郭域に存在した。したがつて、楚の戦車部隊が入つた純門とは、もちろん外郭壁に穿たれた郭門でなければならないし、子元の入つた桔株之

門ももちろん郭門なはずである。その外郭域には大道や大市場を日々利用する人々の居住区があり、またある種の手工業区も分布していて、いわば日常生活の場であった。そこに楚軍の大戦車部隊が侵入してきたということは、鄭の人々にとって自らの日常生活が侵略軍の控制下におかれ危険がせまつたことを意味する。鄭の人たちは、この危機に直面して桐丘への逃亡をはかるのであるが、種々の事情により楚軍が撤退していくことになり、危機は九死に一生をえるがごとくに終息したというのが、この事件の最終的な決着である。

次に内城内についての関連記事に移りたいが、これも鄭城についてのそれらをあげてみるとしよう。

六月丁卯夜、鄭公子班自誓求入于大宮、不能、殺子印・子羽、反軍于市。己巳、子駟帥國人盟于大宮、遂從而尽焚之、殺子如・子驅・孫叔・孫知（成一三）。

これは鄭の公子班（子如）が君位をねらつてしかけた、夜のクーデター騒動を伝えたものである。まず公子班がめざしたのは大宮へ侵入してそこを確保することであつたが、それは大宮の宗教的機能を掌握することが君位につく大前提であつたためにちがいない。しかしそれは失敗におわり、そこで子印と子羽を殺害して、やむなく反乱軍を「市」に市場に駐屯させることになった。その市場は当然外郭域に存在したはずであり、それは結局、内城に入つて大宮を確保することができず、外郭域に軍勢を配置せざるをえなくなつたことを意味している。これに対して、クーデター軍の内城侵入を阻止した子駟たちは、大宮を確保してその宗教的威靈

のもとに国人と盟つて彼らの支持をとりつけ、外郭域に出て市場に駐屯していたクーデター軍を焼き払い、公子班らを殺害することができた。公子班らが大宮を確保できなかつたのに対し、子駟たちはそこを確保したのであり、記事の文意からして、大宮は内城内にあつたとしか考えようがないであろう。

この事件に関連して、今度は子駟たちが殺害されることになる、次の事件の記事は興味深い。

冬十月戊辰、尉止・司臣・侯晉・堵女父・子師僕帥賊以入、
晨攻執政于西宮之朝、殺子駟・子國・子耳、劫鄭伯以如北宮
(襄公一〇年)。

これも夜明け前のクーデターであるが、この時はクーデター軍が西宮・北宮まで侵入して子駟らを殺害し、一時的には成功をおさめることができた。成功をおさめたというのは、彼らが西宮・北宮という重要な宮殿にまで侵入したからであり、「帥賊以入」の「入」とは、それらの配置されている内城内への侵入を指しているはずである。つまり、この記事は鄭都の内城内に西宮・北宮という宮殿が存在していたことを伝えているのである。

『春秋左氏伝』は、このように大宮・西宮・北宮など、某宮とよばれる宮殿が鄭都の内城内に存在したことを伝えている。また、内城壁あるいは内城内部にいくつかの門が存在したことも伝えている。ただ残念なことに、それらの各宮殿と各門の配置、つまり門・朝の配置情況について記しているところはまったくない。比較的の記事の多い鄭都についてですらこの状態であり、より少ない他の列国都城となると、実は探索しようがないのが実情なのである。

る。

『春秋左氏伝』から外郭と内城の様相を抽出するといつても、資料の有効性からいって以上のような考察がせいぜいのところであり、これ以上詮索してみても、成果はほとんど見込めないのであろう。そこで、ここではいったんその作業を中断して、『春秋左氏伝』の記事からうかがうことのできる、内城・外郭構造にまつわる重要な問題に視点を移したいと思う。

〔内城壁の宗教的性格〕

その問題とは、前節で言及した皋門（庫門）の穿たれた城壁、つまり内城壁が神聖な空間（禁忌エリア）と日常の空間（非禁忌エリア）を分ける、重要な宗教的性格をもつていたのではないかろうかという問題である。それは、内城・外郭の存在を示していると思われる『春秋左氏伝』の記事を列挙した際に、必然的に気づかざるをえなかつた問題なのであるが、その気づききっかけは都城攻防戦における「入」という表記であった。今、すでに引用した記事以外から、「入」という表記を探してみると、次のような例をあげることができる。

秋七月、公会齊侯・鄭伯伐許。庚辰、傅于許。穎孝叔取鄭伯之旗蝥弧以先登、子都自下射之、顚。瑕叔盈以蝥弧登、麾而呼曰、君登矣。鄭師畢登。壬午、遂入許。許莊公奔衛（隱二一）。

これは魯・齊・鄭が許の都城を攻撃したことを伝えたものであるが、「傅」とは傳着の意味であつて、城壁にとり着くことである。先陣をきつて城壁を登つたのは鄭の武将穎孝叔であり、彼は鄭伯

の旗印を掲げて登ろうとしたものの、下から射られて落下してしまったが、次にやはり鄭伯の旗印を掲げて登つた瑕叔盈は上まで登り切り、城壁上で旗印を振つて「わが君は登られたぞ」と叫んだ。これに呼応して鄭軍は全員が登り切り、「遂に許に入り」、許の莊公は曹へ逃亡した、というのである。莊公が逃亡してしまつたのであるから、三軍が取り着き、鄭の全軍が登り切つて入つた城壁は、許都の内城壁であつたはずであり、最終防御線としての内城の突破であるからこそ、「遂」にいう表記がわざわざ付けられているのである。

六月、鄭子展・子產帥車七百城伐陳。宵突陳城、遂入之。陳侯扶其大子偃師奔墓、（襄二五）。

これは鄭軍が車七百乘をもつて陳の都城を攻撃し、城壁に突入して都城に入ったことを伝えたものであるが、陳侯とその太子が墓に逃亡したことといい、「遂」という表記といい、やはり最終防御線である内城壁を突破して内城に入ったことを表示しているにちがいない。

慶封帰、遇告乱者。丁亥、伐西門、弗克。還伐北門、克之。入、伐内宮、弗克（襄二八）。

これは斉で專權をふるつていた慶氏に対して、陳氏や鮑氏らがクーデターをくわだてたことを伝えたものであるが、この時、慶氏の族長慶封は外出しており、帰路でクーデター勃発を知ることとなつた。そこで自軍を率いて斉都臨淄を攻撃してまず西門を攻めたが、これには失敗、そこで軍を迂回させて北門を攻めこれには成功した。こうして「入り」、内宮を攻めたがこれには失敗し

てしまつたというものである。内宮を攻めたのは、そこに陳氏や鮑氏が景公を擁してとじこもつていたからであり、クーデター側はすでに宮中を掌握していたのである。内宮はもちろん内城内のある宮殿であり、したがつてこの「入」とは内城壁の北門を突破して、内城に入つたことを表示しているはずである。

いつたい『春秋左氏傳』は数多い都城攻防戦を伝えているが、それらの記事における「入」という表記は、ほとんどの場合内城壁を突破して内城に入ることを意味している。「入許」とは許都の内城に入ったことを意味している。この場合、国君が逃亡するか、降伏して血統の存続を懇願するかが通例であった。これに対して「入某郭」という表記は、郭壁を突破して外郭には入つたが、まだ内城には入つていないことと意味している。「入許郭」とは許都の外郭には入つたけれども、まだ内城には入つてないことを意味しているのである。この場合も、攻撃される側としては緊急事態であり、時にはこの段階で国君が逃亡しようしたりすることもあつたが、なぜか内城への侵入を許してしまうことは、あまりなかつたようである。攻撃軍の目的は、滅国ではなく、外郭域にはいるという事実そのもの、換言すれば威嚇による服従であることが多かつたのであろう。

このように「入」の意味を考えてくると、一個の都城において内なる神聖な空間（禁忌エリア）と外なる日常の空間（非禁忌エリア）を分けるラインは、内城壁であつて郭壁ではなかつたといふ理解が生じてこざるをえない。以下には、この理解をより確かなものにするために、一つの傍証を取り上げてみようと思う。

それは「城下之盟」の意味であり、たとえは次のような記事があげられる。

新城之盟、蔡人不与。晋郤缺以上軍・下軍伐蔡、曰、君弱、不可以怠。戊申、入蔡、以城下之盟而還。凡勝國、曰滅之。獲大城焉、曰入之（文一五）。

これは、新城の盟に参加しなかつた蔡を譴責するために、晋が蔡を攻撃してその都城を攻略したことを伝えたものである。ここにいう「入蔡」とはもちろん蔡都の内城に入ったことを意味しているのであり、その事態を、内城を大城と表現して「獲大城焉、曰入之」と説明しているのである。この時、蔡の公室は存続を許され、滅亡をまぬかれたのであるが、ただし「城下之盟」という屈辱を味あわねばならなかつた。城下之盟がいかに屈辱であつたかは、次の記事によく示されている。

宋人懼、使華元夜入楚師、登子反之牀、起之。曰、寡君使元以病告、曰、敝邑易子而食、析骸而爨。雖然、城下之盟、有以国斃、不能從也。去我三十里、唯命是聽。子反懼、与之盟、退三十里、宋及楚平（宣一五）。

これは、楚軍による宋都包囲作戦の推移を伝えたものである。楚軍が宋都を包囲して持久戦の構えをみせはじめたため、それに恐怖をいだいた宋は、夜半、華元をこつそり楚軍の陣営に送り込み、楚軍の主将子反のベッドまで侵入した華元は子反を起こして次のようにいった。「わが君（宋の文公）は、私をして自分は病氣あるとあなたに告げさせ、こうおっしゃっています。『我が国は、貴軍に囲まれて窮乏し、互いに自分の子供を取り換えて食

らい、骸骨を折つて薪にするという、悲惨な有様になつております。しかしながら、城下之盟だけは、たとえ国もろとも斃れようとも、絶対承服できません。願わくば、貴軍が三十里退いてください。しかし、どんなことでも従います」と。夜中に襲われた子反は怖くなつて華元と約束し、楚軍は三十里退却して、楚と宋は講和することになった、というものである。これを見れば、城下之盟は国の滅亡すら及ばない屈辱であつたことになるが、それはなぜであろうか。この疑問を解くためには、城下之盟の城下とはどこかということを明らかしなければならない。その解決の糸口となるのはおそらく次の記事のみであろう。

楚師伐鄭、次於魚陵。子庚門于純門、信于城下而還、涉於魚齒之下（襄一八）。

これは楚軍による鄭都攻撃を伝えたものである。楚將子庚は、その際軍勢を率いて鄭都の純門を攻撃したとあるが、純門とは先の莊公二八年の記事にみえる鄭都の郭門である。この時はたして外郭域に入り得たのかどうか、直接の記載はないものの、「涉於魚齒之下」という記載から確度の高い想定が可能というものである。襄公元年の記事を引いてすでに指摘したように、鄭都の外郭域には洧水が流れていたのであるから、子庚の軍が帰路に涉った魚齒之下とは洧水の渡し場であるにちがいない。つまり子庚の軍は郭門である純門を攻撃して、これを突破して外郭域に入り、外郭域にまで入つていたのである。そうするとここは「子庚の軍は郭門である純門を攻撃して、これを突破して外郭域に入り、洧水を渡つてさらに内側の内城にせまつたが、鄭の人々は内城内に閉じこもつて固守し、出軍して応戦しようというけはいが

いつこうにない。そこで、子庚は城下に住宿して一応圧力をかけてみたものの、膠着状態を溶かすことができず、軍を引き返して魚歯之下で洧水を渡った」という文意にとらざるをえないであろう。魚歯之下が洧水の渡し場なのかどうか、一抹の不安が残るのであるが、しかし城下の「城」が郭壁ではなく内城壁であることはまちがいないと思う。内城壁外側に楚軍が住宿したとなれば、それは鄭の人々にとって大きな恐怖となつたはずであるが、鄭は耐えきつて応戦せず、楚はその固守ぶりを見て無理な突入をはからず、この攻城戦線は悲惨な戦役とならずに終息したのである。

この襄公十八年の「城下」を城下之盟に援用するならば、城下之盟とは内城壁の外側での盟ということになる。いったい『春秋左氏伝』は、さまざまの盟がさまざまな場所で行われたことを伝えていているのであるが、列国君主が盟を主催する場合、それは本来内城内で行われるべきものであった。なぜなら、盟は祖先の靈威が及んでいる空間においてその守護のもとに行われるべきものであり、神聖な空間である内城内だけが条件にかなつていたからである。具体的にいえば、盟の相手が都城に到着すると、主盟者である君主は内城から出て相手を出迎え、相手を誘導して内城に入り、祠廟などにおいて盟を行つたのである（この主盟・送迎は君主の代わりに卿・大夫クラスの高位者が行うこともある）。

甲戌、晋趙武入盟鄭伯。冬十月丁亥、鄭子展出盟晋侯（襄

一二）。

これは晋と鄭の講和を伝えたものであるが、実際としては晋軍の強勢の前に講和を余儀なくされたものではいえ、形式的

には対等の盟を行うことができた。まず趙武が晋の全権として鄭都の内城に「入り」、そこで鄭の簡公を主盟者として両者で盟が行われる。次には晋侯を主盟者とする盟が必要であり、鄭側は本來ならば遠く晋都に赴いてその内城に入り、晋都の神聖な空間で盟に臨まねばならないが、しかし、今は晋軍が鄭都にまで到達しているのであるから、そうはいかない。それにこの盟は晋侯が主盟者であるから、鄭都の内城で行うことももちろん不可能である。そこで鄭の全権子展は鄭都の内城から「出て」、おそらく晋軍駐屯地に設置された会場に赴き、そこで晋侯と盟つたのである。その会場には、晋都内城内と同様の神聖性を保証する何らかの設営が施されていたであろう。この二度の盟においてイニシアチブをとつたのは晋であろうが、しかし、鄭は一度目の盟を鄭都の内城内という、自身の神聖な空間で実施したのであり、形式的には面目をたもつことができたのである。

こう考えてくれば、城下之盟がなぜ大きな屈辱なのか、理由は自ずから明らかであろう。盟の相手が内城壁のすぐ外側にまで来ていながら、相手は内城内に入ることをせず、逆に強制されて内城の外に、いわば引き出されて盟に臨まざるをえないのであるから、自己を保護してくれる神聖な空間がすぐ後ろにありながら、しかしその空間の中に居ることができないという、きわめて大きな苦痛を受けさせられるのである。その苦痛は、具体的にはおそらく三つの意味あいをもつてゐるであろう。第一に、その内城の神聖性は要するに祖先の靈威によつて保護され保証され続けてきたものであり、それを相手側に否定され無視されたのであるから、

それは血統の断絶、つまり滅国にも等しいことにならうが、その否定・無視が内城という神聖空間の寸前で生じたという事実が、その衝撃をさらに大きくしているという意味である。第二に、相手側が内城内に突入して敗死したとすれば、滅国もやむをえないであろうが、相手は突入寸前まで来ながら、わざとこの滅国に等しい苦痛をあたえたのである。死しての滅国にもまさるという意味である。第三に、このような辱めを、内城壁のすぐ外側、言うなれば祖先が見ている眼の前で受けているのであるから、祖先に対しても以上の不面目はないという意味である。すなわち、三つの意味あるいは、城下之盟の場所が内城壁すぐ外側であつてこそ、真に意味をもつのである。三十里離れてくれれば何をされてもかまわない、と言つた先の宋文公の口説を思いおこすべきであろう。

城下之盟がもつ右のような意味あるいは、いうまでもなく内城壁のもつ宗教的な性格に正しく対応している。内なる神聖な空間（禁忌エリア）と外なる日常の生活空間（非禁忌エリア）との境界は、郭壁ではなく内城壁と意識されていたのである。そうであつたからこそ、その神聖な空間でなされるべき行為が、その空間のすぐ外側でなされることが、大きな屈辱と考えられたのである。

内城壁の宗教的性格についての、以上のような理解が幸いにしてまちがいないならば、今まで解釈に不安があつた『春秋左氏伝』のいくつかの記事の、その不安を掃うことができるかも知れない。最後にそのうちの二つの記事をかかげておきたいと思う。

初、内蛇与外蛇鬪於鄭南門中、内蛇死。六年而厲公入（莊

一四）。

鄭の厲公と蔡仲の対立は、勝利した蔡仲が昭公を即位させ、敗北した厲公は櫟に出奔するという事態を引き起こしたが、その後十数年にして厲公が再び鄭都にもどつて復位を果たすことになった。その一連の事件の、いわば事後予言がこの記事である。内蛇とは現に君位にある昭公、外蛇とは櫟に出奔している厲公を象徴していることはいうまでもないが、両者が鄭都の南門内で鬭つた結果、内蛇が敗死し、その予言通りに六年後に厲公が復位したというのである。両者が鬭つたその南門内とはいつたいである。内城壁の宗教的性格が確認されている以上、その特定はそれほど困難ではない。内城は君位につくもの、つまり鬭いの結果として、勝利した蛇だけが入ることのできる神聖な空間なのであるから、勝敗を決する鬭い 자체は内城外で行われたはずであり、したがつて南門とは内城壁の門ではない。そうすると南門は郭門とならざるをえず、両者は内城壁の外側にして郭壁の内側、すなわち外郭域で鬭つたのである。遠く櫟から帰つてきた厲公蛇は外郭までは容易に到達できたであろうが、しかし、その内側の内城に入るためには、迎え撃つべく内城から出てきた昭公蛇との決戦に臨まなくてはならない。そこは神聖な空間である内城を望みうる一步手前の場所であるとともに、内城に鎮座する祖先の神靈が両者の鬭いを見下ろす場所でもあり、そして外郭域居住民が、両者の鬭いを見守る場所でもあつた。次に君公として内城に入ることを許されるのは誰か、その雌雄を決する場所は外郭域をおいて他はなかつたのである。

有蛇自泉宮出、入于國、如先君之數（文一六）。

これも事後予言の一種であることはまちがいないが、いったい何の事件を予言したものか実ははつきりしない。ただ、先君之數が魯国の初代から数えて、文公の前代僖公までの魯公の数をいうことはまちがいなく、もし「魯世家」などを信じて伯禽から数えれば、それは十七である。つまり十七匹の蛇が泉宮から這い出して、「國」へ入つていつたというのである。とすれば、一泉宮の位置が不明であるのはまことに残念であるが——これはあの世の十七人の祖先が蛇に姿を変えて、この世の現君である文公を迎えたといったという文意にとらざるをえず、つまりほどなく発生する文公の死去を予言したものと見てよいのではなかろうか。問題は「入于國」の国であり、おそらくそれは内城を指しているにちがいない。そこは文公が現に存在する空間であるとともに、祖先の神靈が現君を守護しつつ鎮座している神聖な空間であり、十七匹の蛇はそれら神靈の化身であるからこそ、そこに入ることができたと思われるからである。国は本来、外郭を含まず、内城のみを指すものであつたという意見の、一つの傍証資料とすることができると思うが、いかがであろうか。

必ずしも十分なものではないものの、内城・外郭構造の様相をこのように復原してみると、次には当然、門・朝構造の様相を復原してみたい思いにかられるであろうが、すでに述べたように、『春秋左氏伝』には活用しうる有効な記事がほとんど存在しない。引用した伝文には大宮・西宮・北宮・内宮といった宮殿が登場しているし、経には路寝や雉門が見えてはいるが、それらの配置情

況となると、確かに見当をつけることはきわめてむつかしい。『周礼』では、門朝構造についてのそれに比べて城郭構造についての記事がより零細であり、『春秋左氏伝』では、城郭構造についてのそれに比べて門朝構造についての記事がより零細であるといふ、ちょうど反対の資料事情が存在するのである。

ただ、門朝の配置にまったくふれないというのも大きな片手落ちであろうから、ここでは『周禮』の際に『礼記』を参照して若干の考察を試みておきたい。もちろん『春秋左氏伝』以外の記事を用いないという禁忌をやぶるわけであるから、後世の注・疏などを使つてしまつては、やはり当初の目論見から大きくはずれてしまふざるをえない。そこで、ここで参考するのは『春秋左氏伝』の姉妹資料といつてよい『国語』である。『国語』であれば、目論見を大きくはずれたという非難を受けることがないであろう。もつとも『国語』に門朝構造についての記事が豊富にあるというわけではなく、活用しうる有効な記事は、実は次の二記事のみである。

王乃命有司大令於國曰、苟任戎者、皆造於國門之外。王乃命於國曰、國人欲告者來告、……王乃入命夫人。王背屏而立、夫人向屏。王曰、自今日以後、内政無出、外政無入。内有辱、是子也、外有辱、是我也。吾見子於此止矣。王遂出、夫人送王、不出屏、……王背檐而立、大夫向檐。王命大夫曰、食土不均、地之不修、内有辱於國、是子也。軍士不死、外有辱、是我也。自今日以後、内政無出、外政無入、吾見子於此止矣。

王遂出、大夫送王不出檻、…。王乃之壇列、鼓而行之、至於軍、…：『國語』「吳語」。

（傍線は注意すべき部分であると考え、筆者が付したものである）。

これは、越王勾践がいよいよ期が熟したと判断して呉王夫差との決戦に出軍していく、越都でのその出陣の様子を描いた記事の一部である。越王はまず大臣に命じて、『國』に『軍士として戦役に参加しようと思う者は、みな国門の外に集合せよ。』と大いに号令させた。そして、『國』に命令を下していくには、『国人の何か意見のあるものは、やってきて意見を申せ、…』と。（その一連の措置を終えると）王は、『入り』、夫人にいいつけた。王は屏を背にして北を向いて立ち、夫人は屏に向かって南を向く。王はいふ、『今日以後は、（私はいないのであるから、この内側の政事はすべてそなたにまかせる。したがつて）この内側の政事を外に出してはいけないし、外側の政事をこの内側に入れていけない。もしこの内側で何かがあつたなら、それはそなたの責任であるが、外側で何かあつたなら、それはそなたではなく私自身の責任である。そなたとは、ここで見納めとなる』と。そして、王はそこから『出て』いったが、夫人は屏のところまで送り、そこから『出ていかなかつた』。（王は出て、次の広場で）王は檻を背にして北を向いて立ち、大夫たちは檻に向かつて南を向く。王は大夫たちに言いつけていう、『（今日以後、私はいないのであるから、この内側の政事はすべて大夫である諸君にまかせる）食料生産が不平等で、土地をうまく治めることができなかつたり、この内側で、

『國』に何か屈辱的なことがおこつたならば、それは諸君らの責任である。私は外に出軍して戦うが、戦士が死をかけて戦わなかつたり、その外で何か屈辱的なことが起こつたならば、それは諸君ではなく私自身の責任である。今日以後、この内側の政事を外に出してはいけないし、外側の政事をこの内側に入れていけない。諸君らとは、ここで見納めとなる』と。そして、王はそこから『出て』いったが、大夫たちは檻のところまで送り、そこから『出ていかなかつた』。（その一連の措置を終えると）王は出陣式のためにしつらえた祭壇に行き、軍鼓をならして行進し、軍団が整列しているところまで至つた。——およそこのような文意であろう。

まず、王が入つて夫人に諸事をいいつけた場所は、当然、『周礼』の内朝・『礼記』の路寝に相当するはずであり、王の留守をあずかつて王に代わつてこここの政事を主催する夫人は、自身の持ち場を固く守つてそこから出なかつたのである。次に、王が出て行つて大夫たちに諸事を言いつけた場所は、当然、『周礼』の治朝・『礼記』の内朝に相当するはずであり、諸事をいいつけ終わると王はそこから出でていつたが、王の留守をあずかつて王に代わつてこここの政事を主催する大夫たちは、自身の持ち場を固く守つてそこから出なかつたのである。そして、王が夫人の持ち場から出でていつた門は、当然、『周礼』・『礼記』の路門に相当しなければならないし、王が大夫たちの持ち場から出で行つた門は、当然、『周礼』の応門・『礼記』の雉門に相当しなければならない。王と夫人、王と大夫たちの会同を示すこの二つの場面は、内朝・路寝——（路門）——治朝・内朝——（応門・雉門）という二朝・二門の存在を前提として

いるにしか考へようがないであろう。

そうすると、もう一つの（応門・雉門）——外朝——（皋門・庫門）という構造も前提としていそうであるが、皋門・庫門に相当する門名は見えないものの、応門・雉門についていえば、「國門」こそがそれに相当し、「國門之外」こそが外朝に相当するとみて、まちがいないのではなかろうか。「苟任戎者」とは、一般民のなかで敢えて軍士となろうとするものに相違なく、そのような身分の者が集合しているのであるから、その場所は外朝の機能をもつていたであろうし、それに「國門」という呼び名が、『周礼』の「王門」は応門の通称・美称である可能性が高いという、すでに指摘した事情を思い起させるからである。都城のなかでとりわけ重要な応門・雉門が、その主権者に即していう場合は王門、その国都に即していう場合は国門と呼ばれた可能性は、低くはないであろう。

春秋越都の門朝配置の実際はどうであったかはともかく、『国語』「吳語」の記事の前提には、春秋時代列国都城の門・朝構造は、原則として内朝・路寝——（路門）——治朝・内朝——（応門・雉門）——外朝——（皋門・庫門）という三朝三門配置をとつていたという認識があつたとみてよいと思う。『春秋左氏伝』もちろんそのような認識を前提としていたはずであり、にもかかわらず『春秋左氏伝』の記事からその認識を抽出することができないのは、ただ有効な抽出記事が残っていないに過ぎないまでのことに他ならない。

今一つ、社稷と宗廟の位置についても、『春秋左氏伝』の記事からそれを割り出すことは、実はきわめて困難である。この問題を考察することは容易なことではなく、今少し時間をかけてから

一文を草してみたいと思うが、ここでは、宗廟の位置に關する重要な一記事をかかげるだけで、了恕をお願いしたいと思う。

秋、吳子壽夢卒、臨於周廟、礼也。凡諸侯之喪、異姓臨於外、同姓於宗廟、同宗於祖廟、同族於祔廟（襄一二）。

異姓に對応する場所が外、おそらく内城外であるのは容易に想定できるとして、同姓に對応する宗廟・同宗に對応する祖廟・同族に對応する祔廟の位置関係は、どうなつてているのであろうか。三つの祠廟が、一か所に集まつて設置されているのだろうか、そうではなく、たとえば外朝から奥に向かつて宗廟→祖廟→祔廟と配置されているのであろうか。祖先祠廟の位置とその位置の変遷を考えるうえで、重要な示唆を提供する一記事であると思う。

本稿の目的は、『周礼』（及び『礼記』）と『春秋左氏伝』（及び『国語』）を使って、先秦都城の門朝・城郭構造を描きだすところにあつたのであり、以上の結果が結論といえれば結論であり、何かその門朝・城郭構造の歴史的意義とかについての結論めいたものがあるわけではない。そうはいつても、それではあまりにも味けないのであろうから、ここでは最後に故宮崎市定博士の研究をとりあげて、本稿でえられた内容の一つの結論にしておきたい。

故博士の中国古代都市国家説に関する研究において、城郭問題に関するそれといえば、いうまでもなく「中国城郭の起源異説」（全集第三卷）にその意見が集約されている。

故博士は、そのなかで先秦時代の城壁都市は次のような変遷をたどつたと述べられている。

山城式（内城式）→城主郭從式→城從郭主式→城壁式（外郭式）

城主郭従式とは、内城外郭のうち、内城の機能が主で外郭の機能はまだそれほどではなかつた段階を指しているのであるから、本稿が『春秋左氏伝』によって描き出した春秋列国都城の城郭構造は、ほぼこの段階に相当するものとみてよいであろう。内城壁の宗教的性格や最終防御線機能、あるいは国は本来内城だけを指すものであるという意識が見られることなどに示されているとおり、当時の列国都城における城壁の宗教的・政治的重要な重要さは内城壁にあり、郭壁にはまだそのような重要性が認められないのである。より正確にいうならば、しだいに城従郭主式の様相が出現しつつあつたが、しかし基本的にはまだ城主郭従式の段階であつたと言えようか。

ところが『周礼』では、内城と外郭の性格差異を示すような記事は残念ながらほとんどないのであるが、ただ、外郭部分も国に含まれるという意識の存在が確認されることだけは見落してはならず、その点においては、『春秋左氏伝』とは異なる認識を前提としていると思われる。したがつて、その認識は、城従郭主式の段階に相当するとみてよいのかも知れない。言い換えれば、城郭構造変遷の時間的段階についていえば、『春秋左氏伝』の認識はより古く、『周礼』の認識はより新しいといえるかも知れない。 （未完）。

* 本稿は平成二八年度学校法人東北学院共同研究助成金「都市平面プランの思想的規範に関する比較史的研究」（研究代表者：櫻井康人東北学院大学文学部教授）及び科学研究費・国際共同研究強化（B）「中国歴代都城の宮廟官寺・門朝城郭配置構造

を正確に復原するための遺跡現地共同調査」（19KK0013 研究代表者・谷口満東北学院大学文学部教授）による研究成果の一部である。

令和元年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会長 大西 晴樹
評議員長 平吹 喜彦
編集委員長

評議員

文学部 [英] 中西 弘 (編集)
[総] 鐸木 道剛 (編集)
[歴] 永田 英明 (編集)
[教] 渡辺 通子 (編集)
経済学部 [経] 宮本 拓郎 (編集)
[経] 白井 大地 (編集)
[共] 宮地 克典 (編集)
経営学部 村山 貴俊 (会計)
山口 朋泰 (会計)
法学部 佐々木くみ (庶務)
内藤 裕貴 (庶務)
教養学部 [人] 坂本 謙 (編集)
[言] 下館 和巳 (編集)
[情] 佐藤 篤 (編集)
[地] 平吹 喜彦 (評議員長・編集委員長)

東北学院大学論集 歴史と文化 第 62 号

2020 年 3 月 18 日 印刷 (非売品)
2020 年 3 月 22 日 発行

編集兼発行人 平 吹 喜 彦
印刷者 笹 氣 義 幸
印刷所 笹氣出版印刷株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒981-8511
仙台市青葉区土樋一丁目 3 番 1 号
(東北学院大学内)

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

HISTORY AND CULTURE

(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 62

March, 2020

Witch detoxicated in Early Modern England : Witch, Media, Modernization	Yoshihiko Kusunoki	1
.....
Research for the arrangement plan of Gate-Court and Innerwall-Outerwall in Chinese capitals at Pre-Qin (秦) period (1)	Mitsuru Taniguchi	(1)
.....

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan